日の出町 人ロビジョン及び まち・ひと・しごと創生総合戦略



平成28年3月

日の出町

日の出町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生 総合戦略策定にあたって

日の出町は「みんなでつくろう日の出町!」を合い言葉に、活気あふれる、心身ともに豊かな、輝かしい日の出町を創りあげることを目指して、町政を推進しております。

平成24年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成72年(2060年)には、全国の人口は8,674万人となり、1億人を割り込むことが予想され、人口減少による消費市場の縮小や、深刻な人材不足、経済の衰退は地域社会の様々な基盤の維持を困難にするものと危惧されております。

国は、このような人口減少社会を克服するため、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に定め「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」を策定し、雇用、子育て、地域経済の活性化など、地方自治体の自主的かつ自立的な事業の支援を展開しているところでございます。

日の出町においても、このような国の動向を踏まえ、「日の出町人口 ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することとなり ました。

平成27年に行われた国勢調査の速報では、国の人口は1億2,711万人で、平成22年から94万7千人(0.74%)減少し、大正9年(1920年)の調査開始以来、初めて減少に転じたことになり、人口減少社会が現実のものとなりました。

全国1,719市町村の8割を越す1,416市町村で人口が減少し、半数近い828市町村では平成22年の調査から5%以上減少しております。

一方、日の出町では、平成17年に人口16,000人割れの危機に直面し、 平成18年より次世代育成クーポンをはじめとする積極的な子育て支援 策や、平成19年の「イオンモール日の出」の進出、それに伴う桜木地 区土地区画整理事業などの政策により、町の人口は平成20年より増加 傾向を示すようになりました。 平成27年の国勢調査の速報値によれば、町の人口は17,325人となり、 平成22年の国勢調査人口より4.05%増加しており、東京都内の三多摩 地域では、12の市町村が人口減少になっている反面、日の出町の増加 率は三多摩30市町村中で第2位となっております。

このように、平成 17 年度から実施してまいりました様々な政策の効果が成果として現れ始めており、従来から進めてまいりました事業は着実に実施するとともに、総合戦略で示された新たな取組に関しては果敢にチャレンジしてまいりたいと考えております。

結びに、「日の出町人口ビジョン・総合戦略」が日の出町の創生に向けて多くの町民の皆様に活用されることを願うとともに、策定に御尽力頂いた委員の皆様や、御協力頂いた住民の方々、関係機関の各位にお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

日の出町長 橋本 聖二



日の出町「ひのでちゃん」

目 次

第1部	. 1
日の出町人口ビジョン	. 1
第1章 策定の概要	2
1 策定の趣旨	2
2 「日の出町人口ビジョン」の位置づけ	
3 「日の出町人口ビジョン」の対象期間	3
第2章 日の出町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 人口の現状分析	4
(1)人口の推移	
(2)人口の自然増減	. 11
(3)人口の社会増減	
(4)総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響	
(5) 産業別就業者の状況	
(6)通勤・通学の状況(15歳以上)	. 26
第3章 人口の将来展望	. 28
1 人口の現状	. 28
2 目指すべき将来の方向	. 29
3 人口の将来展望	. 30
第2部	35
日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略	35
第1章 策定の概要	. 36
1 策定の趣旨	. 36
2 日の出町総合戦略の位置づけ	. 37
3 日の出町総合戦略の基本的な考え方	. 39
(1)日の出町創生に向けた基本方針	
(2)まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則	
4 基本目標	
(1) 安定した雇用を創出する	
(2) 新しいひとの流れをつくる	
(3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる (4) 時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る	
(4)时1いこうつだ収収をつくり、女子『女小な春りしをせる	. 40

5 計画の期間	40
6 計画の策定体制	40
第2章 日の出町の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
1 アンケート調査結果	41
(1) 総合戦略策定のためのアンケート調査	
(2)長期総合計画策定のためのアンケート調査	
2 ふるさと回帰フェアにおける声	
3 日の出町に関する統計データ	54
4 日の出町の課題	65
第3章 基本目標ごとの取組	66
1 施策の体系	66
基本目標 1 安定した雇用を創出する	67
(1)攻めの第1次産業づくり	68
(2) にぎわいのある産業づくり	69
(3) 人材の確保・育成	70
基本目標2 新しいひとの流れをつくる	71
(1)ひのでPR大作戦	72
(2) 定住の促進	73
基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
(1)出産・子育て支援環境の充実	
(2)教育環境の充実	
基本目標4 時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る	
(1) 地域への愛着を育む環境づくり	
(2) 安全・安心な暮らしの確保	
(3)公共財産の有効活用	
(4)近隣自治体との連携	81
資料編	83
1 「日の出町人口ビジョン」「日の出町総合戦略」策定プロセス	84
2 日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議	85
(1)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱	85
(2)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員	87
3 日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱	88
(1)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱	
(2)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部	
4 まち・ひと・しごと創生法	91

第1部

日の出町人口ビジョン



日の出町「ひのでちゃん」

第1章 策定の概要

1 策定の趣旨

日本における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成26 (2014) 年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。

また、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出の一体的な推進に向けた施策を総合的かつ計画的に実施していくため、国は、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、同年12月に閣議決定しました。

まち・ひと・しごと創生法において、市町村は、区域の実情に応じたまち・ひと・ しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが求めら れています。

本町においても、将来に向けた人口減少対策を重要な課題としてとらえ、「日の 出町人口ビジョン」と「日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「日の 出町総合戦略」という。)を策定し、町全体が一丸となった取組を推進していくこ ととします。

2 「日の出町人口ビジョン」の位置づけ

「日の出町人口ビジョン」は、「日の出町総合戦略」において、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画・立案する上で重要な基礎と位置づけられるもので、日の出町における人口の現状分析を行い、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

また、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して「日の出町総合戦略」を定めることを受け、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案して「日の出町人口ビジョン」を策定するものとします。

3 「日の出町人口ビジョン」の対象期間

「日の出町人口ビジョン」の対象期間は、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、平成72 (2060) 年までとします。

第2章 日の出町の状況

1 人口の現状分析

(1)人口の推移

① 総人口の推移と将来人口推計

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、昭和55 (1980) 年以降、平成7 (1995) 年まで増加を続けたのち、一時的に減少し、平成17 (2005) 年以降再び増加に転じています。平成22 (2010) 年10 月に行われた国勢調査によると、本町の人口は16,650人であり、これは、昭和55 (1980) 年から30年間で約20%の増加したことになります。

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」に準拠した推計(以下「社人研推計準拠の推計」という。)によると、本町の人口は平成22(2010)年以降減少を続け、平成72(2060)年には8,409人になるとされています。

昭和55(1980)年~平成72(2060)年 単位:人 18,000 16,650 16.631 16,000 15,941 14,000 13,854 12,000 実績値 10,941 10.089 10,000 推計値 8,000 6.000 200 K

図表 1 総人口の推移(国勢調査)と将来人口推計(日の出町)

資料:国勢調査、まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

(参考) 図表1-2 総人口の推移(国勢調査)と将来人口推計(全国)

昭和 55 (1980) 年~平成 72 (2060) 年 単位:万人



資料:国勢調査、社人研「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)

しかし、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査による平成7 (1995) 年以降の本町の人口の推移をみると、平成22(2010) 年以降概ね増加 傾向で推移しています。平成24(2012)年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、 平成25(2013)年以降は外国人住民についても総人口に計上されるようになり、 また、人口の把握時点や把握方法の異なる国勢調査と同様に考えることはでき ませんが、本町の平成22(2010)年以降の人口は増加していると考えられ、住 民基本台帳による平成27(2015)年1月1日現在の本町の人口は17,062人と なっています。

(参考) 図表1-3 総人口の推移(住民基本台帳)

平成 7(1995) 年~平成 27(2015) 年 単位:人



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (1995~2013年は3月31日現在、2014~2015年は1月1日現在)

② 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

年齢3区分別人口をみると、年少人口は、昭和60 (1985) 年以降急激に減少し、平成17 (2005) 年には1,641人となりましたが、平成27 (2015) 年にかけて再び増加し、2,351人となっています。生産年齢人口は、平成7 (1995) 年までは増加し続け、11,830人となりましたが、その後減少に転じ、平成27 (2015) 年には8,982人となりました。

一方で、老年人口は、ペースを早めながら増加し続けています。平成12(2000) 年に年少人口を上回ると、平成27(2015)年には5,668人に達しましたが、これは、昭和55(1980)年から35年間で約298%の増加ということになります。

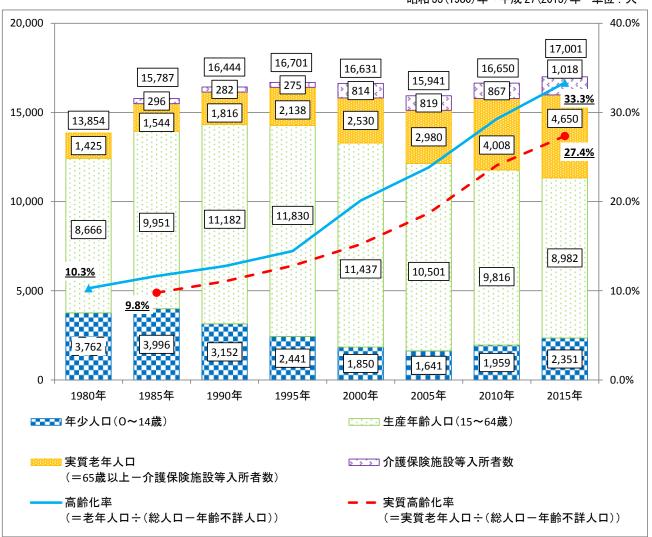
高齢化率は、昭和55(1980)年の10.3%から上昇を続けています。平成7(1995)年以降はそのペースを急激に早め、平成27(2015)年には33.3%となっています。

また、本町の特徴として、介護保険施設等が多いために、老年人口が特に多くなっているということがあげられます。昭和60 (1985) 年以降の介護保険施設等入所者数をみると、平成7 (1995) 年までは300 人未満で推移してきましたが、平成12 (2000) 年以降は800 人以上に急増し、平成27 (2015) 年には1,000 人を超えています。

参考として、介護保険施設等入所者数を除いた高齢化率を、本町の一般世帯の実態を表す実質高齢化率として算出すると、昭和60(1985)年の9.8%から上昇を続け、平成27(2015)年には27.4%となっています。

図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

昭和55(1980)年~平成27(2015)年 単位:人



	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
総人口	13, 854	15, 787	16, 444	16, 701	16, 631	15, 941	16, 650	17, 001
年少人口	3, 762	3, 996	3, 152	2, 441	1,850	1,641	1, 959	2, 351
生産年齢人口	8, 666	9, 951	11, 182	11, 830	11, 437	10, 501	9, 816	8, 982
老年人口	1, 425	1,840	2, 098	2, 413	3, 344	3, 799	4, 875	5, 668
高齢化率A	10. 3%	11. 7%	12.8%	14. 5%	20. 1%	23. 8%	29. 3%	33. 3%
介護保険施設等 入所者数	_	296	282	275	814	819	867	1,018
実質老年人口	_	1, 544	1, 816	2, 138	2, 530	2, 980	4, 008	4,650
実質高齢化率®	_	9.8%	11. 1%	12. 8%	15. 2%	18. 7%	24. 1%	27. 4%
高齢化率縮減率 (A-B)	_	1. 9%	1. 7%	1. 7%	4. 9%	5. 1%	5. 2%	5. 9%

資料:1980~2010年の人口は国勢調査、

介護保険施設等入所者数及び2015年の人口は住民基本台帳(各年10月1日現在)より取得 ※ 年齢「不詳」は除く。そのため、年齢3区分別人口の合計は、総人口と必ずしも一致しない。また、高齢化率、実質 高齢化率は、年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

③ 5歳階級別人口ピラミッドの推移

平成7 (1995) 年から平成22 (2010) 年の5歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、団塊世代、団塊ジュニア世代がやや膨らんだ「つりがね型」(年齢層の間で人口の差が少ない型)から60歳以上がふくらんだ「つりがね型」へ移行する傾向を示しています。

年齢別にみると、「15~24歳」人口が大幅に減少しています。15年間で、男性は約51%の減少、女性は約53%の減少となっています。

また、老年人口が急激に増加しています。平成7 (1995) 年と平成22 (2010) 年を比較すると、男性は約118%の増加、女性は約91%の増加となっています。

さらに、一定の人口規模を持つ団塊世代が年齢を重ねていく過程がみられ、 老年人口が、今後さらに増加することが想定されます。

単位:人 1995年 2000年 老年人口の増加 249 121 80~84歳 248 174 80~84歳 323 190 75~79歲 292 213 75~79歲 394 352 215 70~74歳 70~74歳 323 409 65~69歳 65~69歳 60~64歳 55~59歳 55~59歲 50~54歳 50~54歳 45~49歳 45~49歳 40~44歳 40~44歳 35~39歳 35~39歳 30~34歳 30~34歳 25~20年 25~29歲 718 859 20~24歲 658 20~24歳 606 816 15~19歳 708 15~19歳 645 527 10~14歳 10~14歳 5~9歲 5~9歲 0~4歳 0~4歳 1,000 800 600 400 200 400 600 800 1.000 1,000 800 400 600 800 団塊世代の 2005年 高齢化 183 85歳以上 611 85歳以上 214 709 80~84歳 80~84歳 399 354 304 75~79歳 360 75~79歳 454 497 380 70~74歲 431 70~74歳 477 535 65~69歳 456 65~69歳 709 60~64歳 55~59歳 55~59歳 50~54歳 50~54歳 45~49歳 45~49歳 40~44歳 40~44歳 35~39歳 35~39歳 30~34歳 30~34歳 25~29歳 453 567 20~24歲 413 20~24歳 340 15~19歳 15~19歳 10~14歳 476 343 365 299 10~14歳 5~9歳 「15~24歳」人口の減少 5~9歳 0~4歲 0~4歲 1,000 800 400 資料:国勢調査

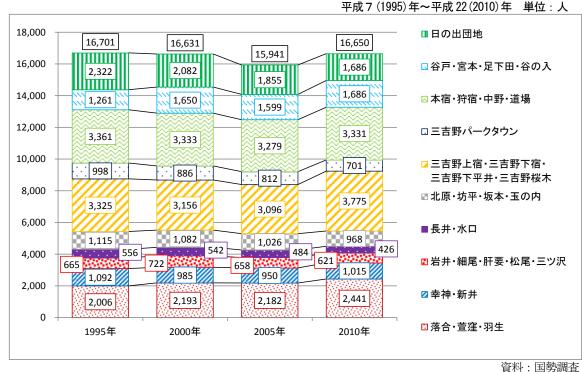
図表3 5歳階級別人口ピラミッドの推移

8

④ 地区別人口の状況

町内の字をもとにした10地区(落合・萱窪・羽生、幸神・新井、岩井・細尾・ 肝要・松尾・三ツ沢、長井・水口、北原・坊平・坂本・玉の内、三吉野上宿・ 三吉野下宿・三吉野下平井・三吉野桜木、三吉野パークタウン、本宿・狩宿・ 中野・道場、谷戸・宮本・足下田・谷の入、日の出団地)について、平成7(1995) 年から平成22(2010)年の総人口の推移をみると、落合・萱窪・羽生、谷戸・ 宮本・足下田・谷の入では、人口が増加する傾向にあります。また、幸神・新 井、三吉野上宿・三吉野下宿・三吉野下平井・三吉野桜木、本宿・狩宿・中野・ 道場では、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけて人口が増加に転じ ています。

その一方で、長井・水口、北原・坊平・坂本・玉の内、三吉野パークタウン、 日の出団地では、人口が減少し続けています。これは、旧来からの団地がある 地域や住宅建設に制限のある地域であることが影響していると考えられます。



図表4 地区別総人口の推移

(4) **(5)** 9 3 6 日の出町 地区区分地図 (自治会別) (8)

●日の出町大字大久野

①落合・萱窪・羽生(11・12・13 自治会)

②幸神・新井 (14·15 自治会)

③岩井・細尾・肝要・松尾・三ツ沢(16・17・18 自治会)

④長井・水口(19・20自治会)

⑤北原・坊平・坂本・玉の内(21・22 自治会)

●日の出町大字平井

⑥三吉野上宿・三吉野下宿・三吉野下平井・三吉野桜木 (7・8・9・10 自治会)

⑦三吉野パークタウン (27・28 自治会)

⑧本宿・狩宿・中野・道場(4・5・6自治会)

9谷戸・宮本・足下田・谷の入(1・2・3自治会)

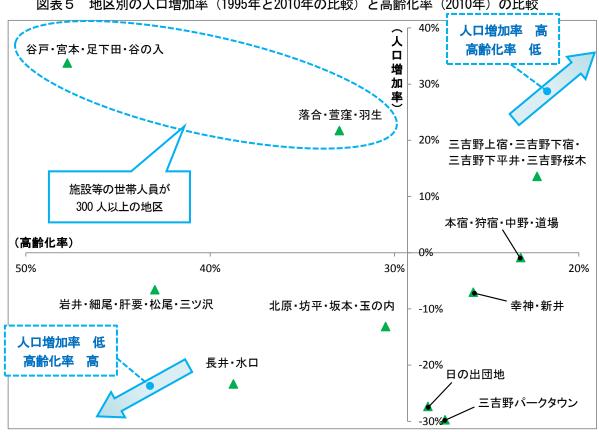
①日の出団地 (24・25・26 自治会)

また、10地区について、長期的な人口増加率(1995年と2010年の比較)と 直近の高齢化率(2010年)を比較してみます。

人口増加率がプラスとなったのは3地区で、特に谷戸・宮本・足下田・谷の 入は30%以上、落合・萱窪・羽生は20%以上となっています。一方で、人口増 加率がマイナスとなったのは7地区で、特に長井・水口、三吉野パークタウン、 日の出団地の3地区は、マイナス20%以下となっています。

高齢化率が本町全体の平均である29.3%を下回ったのは5地区ですが、最も 低い三吉野上宿・三吉野下宿・三吉野下平井・三吉野桜木が22.3%であり、す べての地区で20%以上となっています。特に岩井・細尾・肝要・松尾・三ツ沢、 谷戸・宮本・足下田・谷の入の2地区では40%以上と非常に高くなっています。 落合・菅窪・羽生、岩井・細尾・肝要・松尾・三ツ沢、長井・水口、谷戸・宮 本・足下田・谷の入の4地区の高齢化率が高くなっているのは、平成22(2010) 年時点で施設等の世帯人員が100人以上となっていること」が影響していると考 えられます。

図表5は、縦軸に長期的な人口増加率、横軸に直近の高齢化率をとり、各地 区の値を配置して作成したグラフです。平成22(2010)年時点で施設等の世帯 人員が300人以上となっている1落合・菅窪・羽生、谷戸・宮本・足下田・谷の 入の2地区を除くと、高齢化率の低い地区ほど人口増加率が高く、高齢化率の 高い地区ほど人口増加率が低くなっており、高齢化率の低さと人口増加率の高 さの間にはある程度の相関関係があるということが推察されます。



図表5 地区別の人口増加率(1995年と2010年の比較)と高齢化率(2010年)の比較

平成7 (1995)年・平成22 (2010)年 資料:国勢調査

平成22年国勢調査。

(2) 人口の自然増減

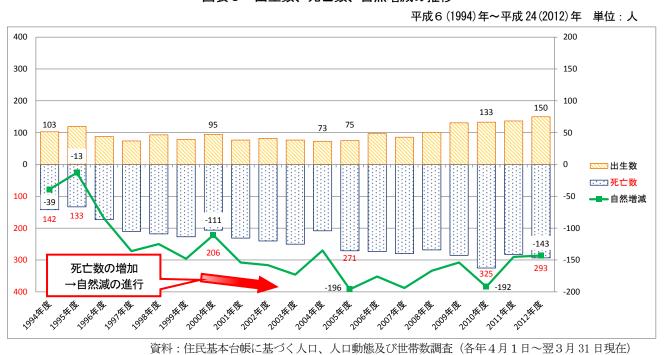
① 自然増減(出生・死亡)の推移

本町の平成6 (1994) 年度以降の出生数の推移をみると、概ね 100 人未満で推移したのち、やや増加する傾向を示し、平成24 (2012) 年度には150 人となっています。

一方、死亡数は、全体的に増加する傾向を示しています。平成9 (1997) 年度に200人を超えると、徐々に増加し、平成22 (2010) 年度には300人超を記録しました。平成24 (2012) 年度には293人となっており、300人程度で推移しています。

自然増減(出生数-死亡数)の推移をみると、出生数を死亡数が上回る自然減が続いています。1990年代後半に急激に自然減の度合いが大きくなり、平成13 (2001)年度には150人を超えました。2000年代後半に200人弱の自然減で推移したのち、平成24 (2012)年度には143人の自然減となりました。

出生数に対して死亡数が多いのは、介護保険施設等が多いために高齢者の多い本町の特徴であり、施設等の世帯人員が大きく増加した 1990 年代後半に高齢者が増加して、死亡数の急増に至ったと考えられますが、一般世帯の高齢化も進んでおり、出生数の増加幅に比べて死亡数の増加幅が大きいため、自然減が進行したといえます。



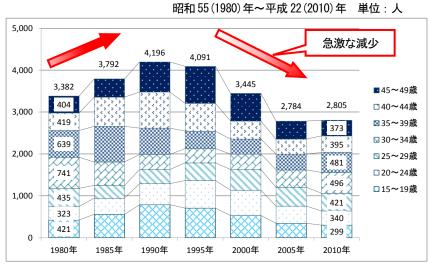
図表6 出生数、死亡数、自然増減の推移

② 15~49 歳女性人口の推移

国勢調査による 15 歳から 49 歳までの女性の人口の推移をみると、平成 2 (1990) 年まで増加したのち、減少に転じています。平成 7 (1995) 年からの 10 年間で、4,000 人強から 3,000 人未満へと大幅にその数を減らしました。 さらに、5 歳階級別に昭和 55 (1980) 年と平成 22 (2010) 年を比べてみると、20 歳未満と 30 歳台で、やや人口が減少しています。

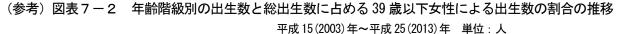
参考に、厚生労働省の人口動態調査による年齢別の女性の出生数の近年の推移をみると、その他の世代の出生数はなく、15~49歳の女性の出生数が100%を占めています。また、各年の上下動はあるものの、とりわけ39歳以下女性による出生数の総出生数に占める割合が94%を上回っています。

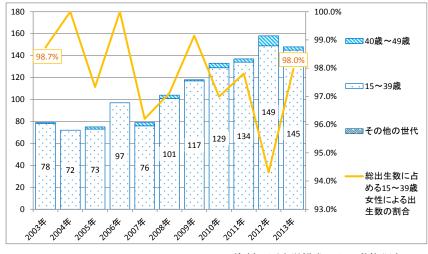
15~49歳の女性の人口は、出生数に大きく関わっているため、将来の人口を考える上でも非常に重要な要素といえます。



図表7 15~49 歳女性人口の推移

資料:国勢調査



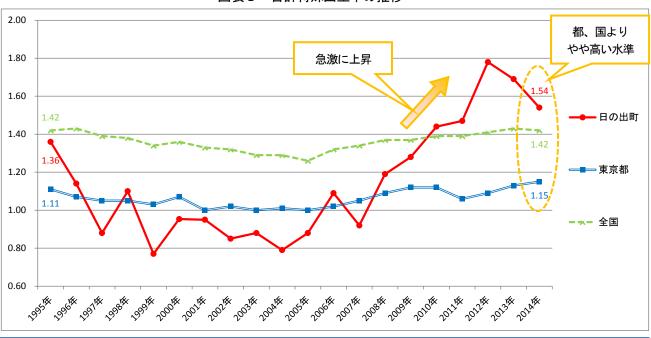


資料:厚生労働省 人口動態調査

③ 合計特殊出生率の推移

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率²は、1人の女性が一生に産む子どもの人数とされています。現在の人口を維持できる合計特殊出生率の目安(人口置換水準)は、2013年の日本では 2.07 となっています。

平成7 (1995) 年以降の本町の合計特殊出生率の推移をみると、2000年代にかけてやや下降し、1.00未満で推移したのち、大きく上昇しています。平成16 (2004) 年には0.79で、東京都全体よりも低い数値でしたが、その後上昇し、平成22 (2010) 年には1.44となって全国の値を上回り、平成24 (2012) 年には1.78に達しました。平成26 (2014) 年時点で1.54と、全国よりも高い値を保っていますが、前述の人口置換水準より低く、また、出生率を算出する際に分母となる「15~49歳女性人口」がやや減少しているため、合計特殊出生率の上昇が、出生数を大きく増加させるに至らないと考えられます。



図表8 合計特殊出生率の推移

	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
日の出町	1. 36	1. 14	0.88	1. 10	0.77	0.95	0. 95	0.85	0.88	0.79
東京都	1. 11	1. 07	1.05	1.05	1.03	1.07	1.00	1.02	1.00	1.01
全国	1.42	1. 43	1.39	1. 38	1. 34	1.36	1. 33	1. 32	1. 29	1. 29

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
日の出町	0.88	1.09	0.92	1. 19	1. 28	1.44	1. 47	1. 78	1.69	1.54
東京都	1.00	1.02	1.05	1. 09	1. 12	1. 12	1.06	1. 09	1. 13	1. 15
全国	1. 26	1.32	1. 34	1. 37	1. 37	1. 39	1. 39	1. 41	1. 43	1.42

平成7 (1995) 年~平成26 (2014) 年 資料:東京都福祉保健局 人口動態統計、厚生労働省 人口動態統計

_

² 「合計特殊出生率」は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、この場合、ある期間における各年齢(15~49 歳)の出生率を合計した「期間合計特殊出生率」。

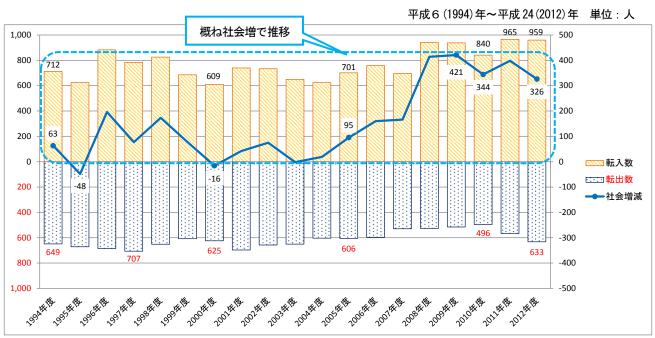
(3)人口の社会増減

① 社会増減(転入・転出)の推移

本町の転入数は、平成6 (1994) 年度から平成19 (2007) 年度までは、各年の上下動はあるものの概ね700人程度で推移してきました。平成20 (2008) 年度以降は急激に増加し、平成24 (2012) 年度には、959人となっています。

転出数は、全体的にやや減少する傾向にあります。平成 17 (2005) 年度までは 600 人以上で推移してきましたが、その後やや減少し、平成 22 (2010) 年度には 500 人を下回りました。平成 24 (2012) 年度には、再び増加して 633 人となっています。

社会増減(転入数一転出数)は、平成7 (1995)年度、平成12 (2000)年度、 平成15 (2003)年度に社会減を記録しましたが、概ね社会増で推移しています。 平成20 (2008)年度以降は、転入数の急増と転出数の減少傾向の影響から、毎年300人以上の社会増を記録しています。



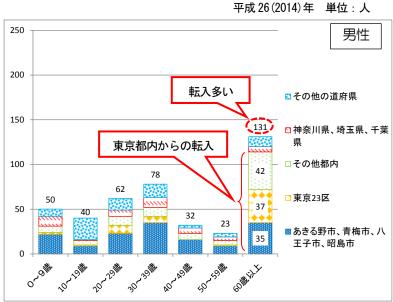
図表 9 転入数、転出数、社会増減の推移

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年4月1日~翌3月31日現在)

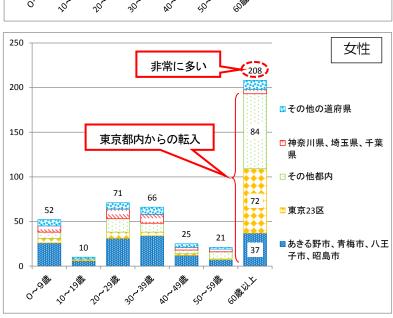
② 転入の状況

平成26(2014)年の人口移動について転入をみると、男女ともに「60歳以上」が多くなっています。特に女性の「60歳以上」の転入が非常に多く、208人となっています。「60歳以上」の転入数の多さについては、介護保険施設等の多い本町の特徴といえます。

転入元を地区別にみると、全体的には、男女ともに「あきる野市、青梅市、八王子市、昭島市」からの転入が多くなっています。「60歳以上」の転入元は、男女ともに「その他都内」、「東京23区」、「あきる野市、青梅市、八王子市、昭島市」の順に多くなっており、女性の「その他都内」は84人、「東京23区」は72人となっています。



図表 10 年齢階級別の転入元



資料:平成26年住民基本台帳人口移動報告

※ 図表以外に、女性の年齢不詳の転入者が、「その他の道府県」に1人いる。

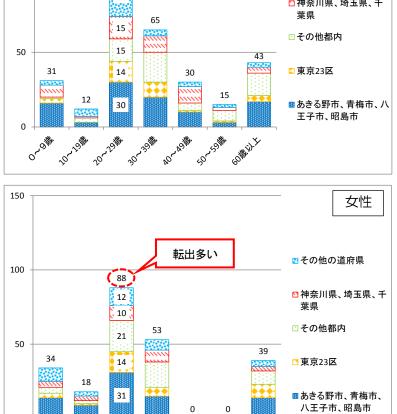
③ 転出の状況

平成26(2014)年の人口移動について転出をみると、男女ともに「20~29歳」、 「30~39 歳」、「60 歳以上」の順に多くなっています。女性の「40~49 歳」 と「50~59歳」は転出数がゼロでした。

転出先を地区別にみると、男女ともに「あきる野市、青梅市、八王子市、昭 島市」、「その他都内」が多くなっています。男女ともに「20~29歳」の「あ きる野市、青梅市、八王子市、昭島市」への転出が特に多く、男性は30人、女 性は31人となっています。

平成 26 (2014) 年 単位:人 150 男性 転出多い (102 ■その他の道府県 100 28 □神奈川県、埼玉県、千 葉県 15 □その他都内 15 50 43 ☑東京23区 31 14 ■あきる野市、青梅市、八 30 王子市、昭島市

図表 11 年齢階級別の転出先



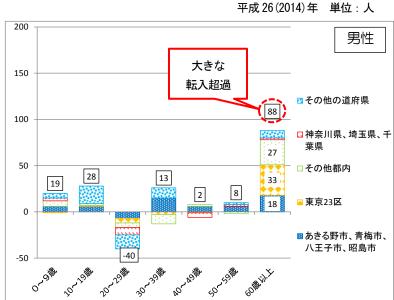
資料: 平成26年住民基本台帳人口移動報告

※ 図表以外に、女性の年齢不詳の転出者が、「あきる野市、青梅市、八王子市、昭島市」に5人、「東京23区」に1人、 「その他都内」に5人、「神奈川県、埼玉県、千葉県」に2人、「その他の道府県」に4人いる。

④ 純移動の状況

平成26 (2014) 年の人口移動について純移動数 (転入数-転出数) をみると、全体としては、男女ともに転入超過となっています。男女ともに「60 歳以上」で、転入超過が特に大きくなっています。男性の「20~29歳」、女性の「10~19歳」と「20~29歳」は転出超過となっています。

地区別にみると、男女ともに「60歳以上」の「その他都内」と「東京23区」からの転入超過が大きく、特に女性の「60歳以上」の「その他都内」は75人、「東京23区」は63人となっています。



図表 12 年齢階級別の純移動数



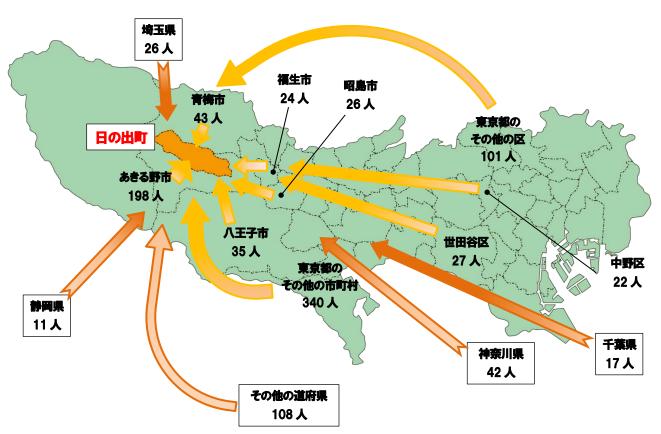
資料: 平成26年住民基本台帳人口移動報告

※ 図表以外に、女性の年齢不詳の転出超過が、「あきる野市、青梅市、八王子市、昭島市」に5人、「東京23区」に1人、「その他都内」に5人、「神奈川県、埼玉県、千葉県」に2人、「その他の道府県」に3人いる。

⑤ 転入元の詳細

平成 26 (2014) 年の人口移動について転入元の都道府県別の詳細をみると、東京都内からの転入が 666 人と他の都道府県を大きく引き離しています。神奈川県、埼玉県、千葉県がこれに続いて多くなっています。男性より女性の方が転入の総数が多く、特に東京都内からの転入数において、女性が男性を大きく上回っています。

転入元の東京都内の詳細をみると、あきる野市からの転入が198人と最も多く、東京都内からの転入の約30%を占めています。男女別にみると、あきる野市、青梅市からの転入数は男性が、八王子市、昭島市、福生市からの転入は女性が、それぞれわずかに上回っています。特別区(23 区)からの転入総数は、女性が男性を上回っており、上位に名を連ねる区のほとんどで、女性の転入数が男性の転入数を上回っています。



図表 13 転入元の詳細

資料: 平成26年住民基本台帳人口移動報告

図表 14 転入元の詳細(自治体・男女別)

平成 26 (2014) 年 単位:人

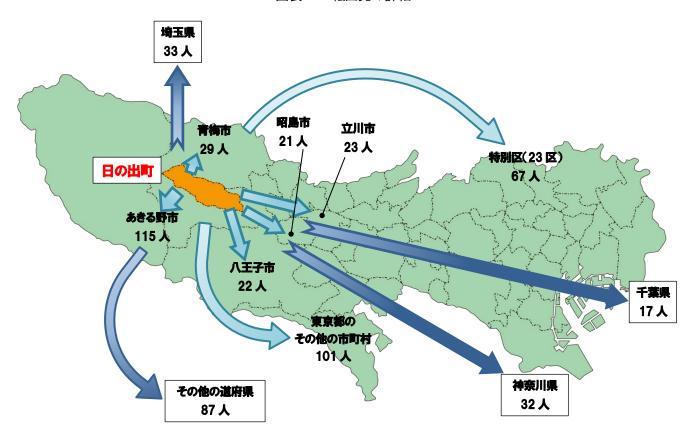
転	入元	性	別
自治体名	総数	男性	女性
総数	870	416	454
東京都	666	292	374
あきる野市	198	101	97
青梅市	43	23	20
八王子市	35	15	20
昭島市	26	10	16
福生市	24	10	14
羽村市	19	10	9
調布市	17	2	15
立川市	15	5	10
三鷹市	15	6	9
府中市	15	6	9
武蔵村山市	13	6	7
西東京市	12	3	9
小金井市	10	4	6
その他の市町村	74	34	40
特別区 (23 区)	150	57	93
世田谷区	27	12	15
中野区	22	7	15
1 思区	18	4	14
杉並区	16	8	8
新宿区	10	3	7
その他の区	57	23	34
神奈川県	42	25	17
埼玉県	26	12	14
千葉県	17	9	8
静岡県	11	6	5
その他の道府県	108	72	36

資料: 平成26年住民基本台帳人口移動報告

⑥ 転出先の詳細

平成 26 (2014) 年の人口移動について転出先の都道府県別の詳細をみると、東京都内への転出が378人と他の都道府県を大きく引き離しています。埼玉県、神奈川県、千葉県がこれに続いて多くなっています。女性より男性の方が転出の総数が多く、上位に名を連ねる県のすべてで、男性の転出数が女性の転出数を上回っています。

転出先の東京都内の詳細をみると、あきる野市への転出が115人と最も多く、 東京都内への転出の約30%を占めています。男女別にみると、青梅市、立川市、 八王子市への転出数は、男性が女性をやや上回っています。



図表 15 転出先の詳細

資料: 平成26年住民基本台帳人口移動報告

図表 16 転出先の詳細(自治体・男女別)

平成 26 (2014) 年 単位:人

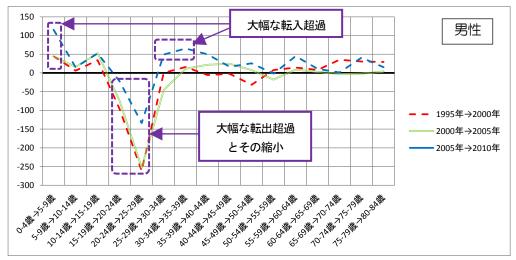
転出	出先	性	別
自治体名	総数	男性	女性
総数	547	298	249
東京都	378	198	180
あきる野市	115	57	58
青梅市	29	18	11
立川市	23	14	9
八王子市	22	14	8
昭島市	21	10	11
府中市	14	6	8
小平市	14	5	9
福生市	13	11	2
瑞穂町	11	8	3
その他の市町村	49	22	27
特別区(23 区)	67	33	34
埼玉県	33	19	14
神奈川県	32	22	10
千葉県	17	11	6
その他の道府県	87	48	39

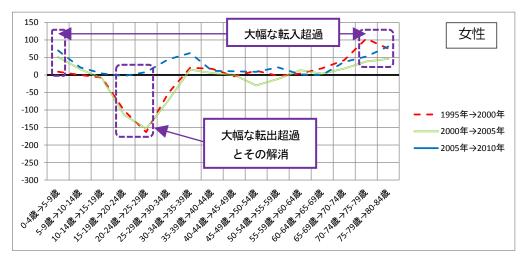
資料:平成26年住民基本台帳人口移動報告

⑦ 人口移動の長期的動向

国勢調査の結果を用いて平成7 (1995) 年から平成22 (2010) 年までの純移動数を推計し、年齢別、男女別の長期的動向を比較してみると、男女ともに「15-19 歳→20-24 歳」と「20-24 歳→25-29 歳」で大きく転出超過の傾向を示しています。ただし、男女とも「2005 年→2010 年」では転出超過の幅がかなり縮小しており、女性の「2005 年→2010 年」では転入超過に転じています。また、「2005 年→2010 年」は、男女ともに「0-4 歳→5-9 歳」と「25-29 歳→30-34 歳」、「30-34 歳→35-39 歳」で転入超過となっており、子育て世帯の一定数の転入が考えられるほか、女性の70 歳以上で、大きく転入超過となっています。

図表 17 年齢階級別人口移動の推移 平成7 (1995)年→平成12 (2000)年→平成17 (2005)年→平成22 (2010)年 単位:人





資料:国勢調査、厚生労働省 生命表

※ 純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。例えば「2005年→2010年」の「0-4歳→5-9歳」の純移動数は、下記のように推定される。

「2005 年→2010 年」の「0-4 歳→5-9 歳」の純移動数 = 【2010 年の 5-9 歳人口) - 【2005 年の 0-4 歳人口×「2005 年→2010 年」の「0-4 歳→5-9 歳」の生残率

生残率は厚生労働省の市区町村別生命表より求めている。②は人口移動がなかったと仮定した場合の人口を表しており、実際の人口①から②を差し引くことによって純移動数が推定される。

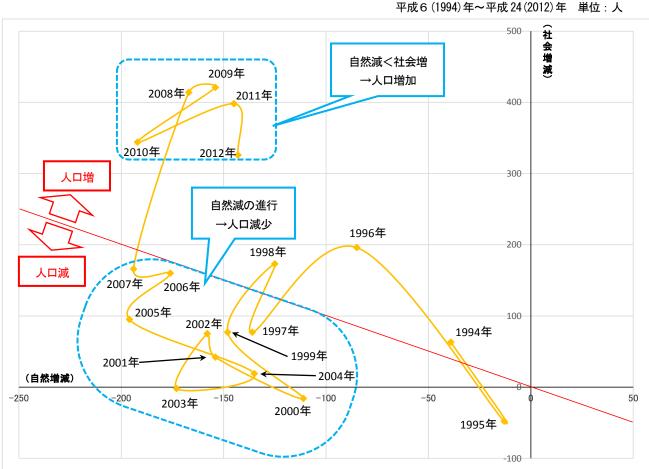
(4)総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

グラフの縦軸に社会増減(転入数-転出数)、横軸に自然増減(出生数-死亡数)をとり、各年の値をプロットしてグラフを作成し、時間の経過を追いながら、本町の総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響をみてみます。赤線の右上が人口の増加、左下が人口の減少を表し、赤線からの距離が、人口の増減の大小を示しています。

1990 年代は、徐々に「自然減」が進行しています。「社会増」が「自然減」を上回った平成6 (1994) 年、平成8 (1996) 年、平成10 (1998) 年は人口が増加しましたが、その他の年においては、人口が減少しています。

2000 年代半ばまでは、「自然減」が「社会増」を上回り続け、人口の減少が続いています。特に「社会増」から「社会減」に転じた平成12(2000)年と平成15(2003)年には、人口減少の度合いが大きくなっています。

平成20(2008)年以降は、「社会増」が大幅に伸びたことから、「社会増」が「自然減」を上回り、人口が増加しています。



図表 18 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査より作成

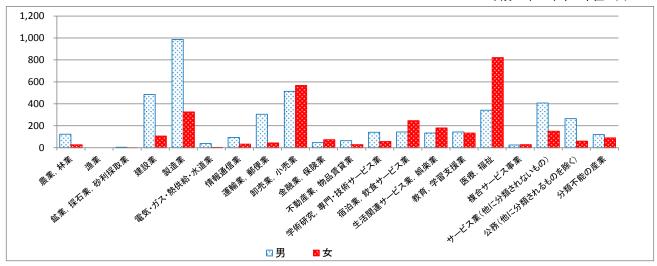
(5) 産業別就業者の状況

① 就業者数の状況

平成22 (2010) 年の産業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「製造業」が最も多く、次いで「卸売業,小売業」、「建設業」が多くなっています。 女性は「医療,福祉」が最も多く、「卸売業,小売業」、「製造業」がそれに続いています。

図表 19 男女別産業大分類別就業者数

平成 22 (2010) 年 単位:人



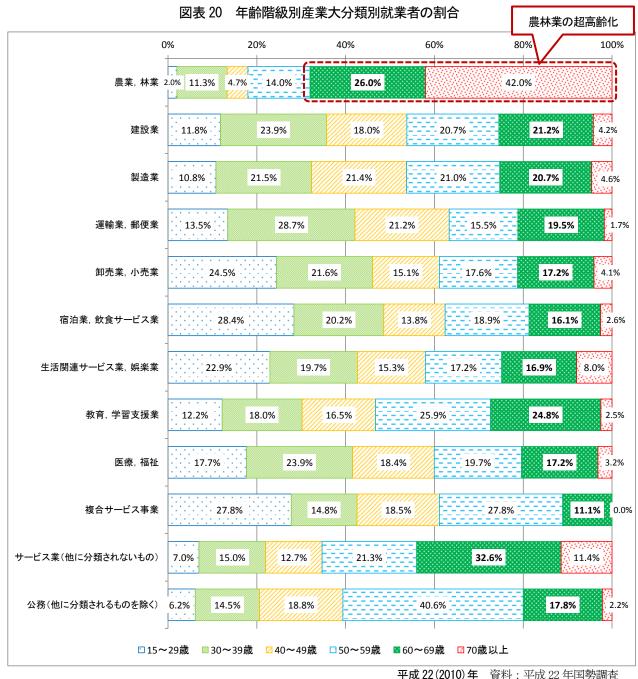
本米上八 籽		男	女		
産業大分類	就業者数	就業者割合	就業者数	就業者割合	
総数	4, 386	100%	2, 983	100%	
農業,林業	123	2. 7%	27	0.9%	
漁業	_	_	_	_	
鉱業,採石業,砂利採取業	5	0.1%	1	0.0%	
建設業	486	10.8%	107	3.6%	
製造業	987	22.0%	327	10. 9%	
電気・ガス・熱供給・水道業	38	0.8%	4	0.1%	
情報通信業	94	2.1%	33	1.1%	
運輸業,郵便業	305	6.8%	44	1.5%	
卸売業,小売業	515	11.5%	568	18. 9%	
金融業,保険業	46	1.0%	74	2. 5%	
不動産業,物品賃貸業	64	1.4%	28	0.9%	
学術研究,専門・技術サービス業	141	3. 1%	57	1.9%	
宿泊業,飲食サービス業	144	3. 2%	247	8. 2%	
生活関連サービス業、娯楽業	134	3.0%	180	6.0%	
教育,学習支援業	144	3. 2%	134	4. 5%	
医療,福祉	342	7.6%	822	27. 3%	
複合サービス事業	25	0.6%	29	1.0%	
サービス業 (他に分類されないもの)	408	9.1%	151	5.0%	
公務 (他に分類されるものを除く)	265	5. 9%	60	2.0%	
分類不能の産業	120	2.7%	90	3.0%	

資料:平成22年国勢調査

② 年齢階級別就業者割合の状況

主な産業について、平成22(2010)年の就業者数を年齢階級別にみると、「農 業、林業」では、60歳以上が68.0%を占めており、極端に高齢化が進行してい ます。特に70歳以上が42.0%となっていることもあり、今後急速に就業者数 が減少する可能性があります。

また、最も就業者数が多い「製造業」や男女ともに就業者数の多い「卸売業、 小売業」は、年齢構成のバランスが非常によく、幅広い年齢層の雇用の受け皿 となっています。



(6) 通勤・通学の状況(15歳以上)

① 昼夜間人口の推移

15歳以上の従業者・通学者について、町内に住んでいるという観点と、町内で従業・通学しているという観点から、平成2 (1990) 年以降の推移をみてみます。生産年齢人口の減少の影響か、町内に住んでいる就業者・通学者が減少傾向にある一方で、町内で従業・通学する者は増加しており、町内の雇用の場が増加していると考えられます。その中で、町内に住んで町内で従業・通学する者が微減で推移しているのに対し、町外から町内への通勤者・通学者数が増加しており、雇用の場の増加分の大半には、町外に住む人が従業していることが想定されます。

また、町内に住んでいる人口を夜間人口というのに対し、従業者・通学者を反映した人口を昼間人口といい、昼間人口は、以下の式であらわされます。

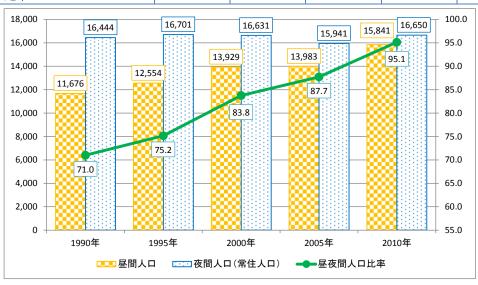
昼間人口 = 夜間人口 - 町内から町外への通勤者・通学者数 + 町外から町内への通勤者・通学者数

昼間人口の推移についてみると、徐々に増加しており、さらに、昼夜間人口 比率(夜間人口100人に対する昼間人口)も上昇を続けています。

図表 21 昼夜間人口の推移

平成 2 (1990) 年~平成 22 (2010) 年 単位:人

	1990 年	1995 年	2000年	2005年	2010年
町内に常住する就業者・	通学者**1 9,165	9, 865	9, 318	8, 583	8, 179
町内で従業・通	学 2,825	2, 952	2, 946	2,874	2, 782
町外に通勤・通	学 ^{※2} 6,340	6, 913	6, 039	5, 709	5, 279
町内で従業・通学する者	**3 4, 397	5, 718	6, 283	6, 625	7, 511
町内に常住	2, 825	2, 952	2, 946	2,874	2, 782
町外に常住	1, 572	2, 766	3, 337	3, 751	4, 470
夜間人口(常住人口)	16, 444	16, 701	16, 631	15, 941	16, 650
昼間人口	11, 676	12, 554	13, 929	13, 983	15, 841
昼夜間人口比率	71. 0	75. 2	83. 8	87. 7	95. 1



資料:国勢調査

- ※1 従業地・通学地「不詳」を含む。
- ※2 町外に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。
- ※3 従業地・通学地「不詳」で、町内に常住している者を含む。

② 通勤・通学先及び通勤・通学元の詳細

平成22 (2010) 年について、町内から町外へ通勤・通学している人の通勤・通学先の東京都内の自治体をみると、あきる野市や八王子市、青梅市をはじめとする近隣の自治体だけでなく、武蔵野市、新宿区、府中市といった自治体にも、通勤・通学者が多くなっています。特に武蔵野市については、通学者が非常に多くなっています。

これに対して、町外から町内へ通勤・通学している人の通勤・通学元の東京 都内の自治体をみると、隣接するあきる野市と青梅市をはじめとする近隣の自 治体からの通勤・通学者が、圧倒的に多くなっています。

県外の自治体については、町内から町外へ通勤・通学している人の通勤・通学先、町外から町内へ通勤・通学している人の通勤・通学元ともに、埼玉県、神奈川県の順に、他の道府県に比べ、非常に多くなっています。

図表 22 通勤・通学先及び通勤・通学元の詳細

平成 22 (2010) 年 単位:人

町内から町外への通勤・通学先						
#1 3/5. #4 #5	6AAAC					
自治体名	総数	就業者	通学者			
総数	5, 279	4, 559	720			
東京都内	4, 870	4, 238	632			
あきる野市	1, 111	1, 073	38			
八王子市	553	446	107			
青梅市	483	450	33			
立川市	344	312	32			
昭島市	305	289	16			
福生市	241	221	20			
羽村市	225	206	19			
武蔵野市	201	48	153			
瑞穂町	126	124	2			
日野市	118	89	29			
新宿区	111	89	22			
府中市	92	82	10			
その他	960	809	151			
他の道府県	268	215	53			
埼玉県	137	105	32			
神奈川県	88	72	16			
その他	43	38	5			
従業地・通学地「不詳」	141	106	35			

町外から町内への通勤・通学元						
ste VA Ele to	AN MAL.					
自治体名	総数	就業者	通学者			
総数	4, 470	4, 466	4			
東京都内	4, 211	4, 210	1			
あきる野市	1,882	1,882	0			
青梅市	652	652	0			
八王子市	350	349	1			
福生市	317	317	0			
羽村市	222	222	0			
昭島市	198	198	0			
立川市	99	99	0			
檜原村	71	71	0			
瑞穂町	61	61	0			
武蔵村山市	45	45	0			
日野市	42	42	0			
東大和市	27	27	0			
その他	245	245	0			
他の道府県	259	256	3			
埼玉県	177	177	0			
神奈川県	52	52	0			
その他	30	27	3			

資料:平成22年国勢調査

第3章 人口の将来展望

1 人口の現状

本町の総人口は、1990年代前半までの増加期を経て、2000年代に入って減少したのち、再び増加しています。社人研推計準拠の推計によると、平成22(2010)年以降は減少の一途をたどるとされていますが、住民基本台帳から把握される人口では、平成27(2015)年時点で増加傾向にあります。ただし、年齢構成は大きく変化しており、年少人口と生産年齢人口が減少してきたのに対して、老年人口は急激な増加を続けており、平成27(2015)年の高齢化率は33.3%に達しています。

自然増減については、出生数が近年になってやや増加してきた一方で、死亡数は それ以前から増加を続けており、自然減が進行しています。合計特殊出生率は、平 成 19 (2007) 年以降大きく上昇し、全国や東京都を上回っていますが、人口置換水 準には届いておらず、また、15~49 歳女性の人口が減少してきたこともあって、出 生数を大幅に増加させるには至っていません。

社会増減については、転入数が転出数を上回り、概ね社会増で推移しています。 特に近年は転入数が拡大したこともあって、社会増がやや拡大しており、あきる野市を中心とした東京都内や埼玉県、神奈川県との間での人口移動が多くなっています。長期的動向を年齢別にみると、男女ともに10歳台後半と20歳台前半の転出超過が非常に大きくなっており、進学や就職の想定される世代が流出する傾向があります。その一方で、5歳未満と20歳台後半、30歳台前半に転入超過の傾向があり、子育て世帯の流入が想定されます。また、70歳以上の女性にも大幅な転入超過があります。

老年人口の多さが死亡数の多さにつながっていますが、その一部は、介護保険施設等が多いという本町の特徴による部分であり、その特徴は、高齢者の大幅な転入超過というかたちで表れています。

2 目指すべき将来の方向

人口減少問題は、わが国が直面する構造的課題です。人口減少は「静かなる危機」と呼ばれ、日々の生活においては実感しづらいものですが、「どうにかなる」という楽観論のもとに放置すれば、人口は急速に減少し、それが将来的な経済規模の縮小や生活水準の低下を引き起こし、最終的には自治体の衰退、ひいては国としての持続性にまで関わる問題です。内閣府が平成26(2014)年8月に実施した世論調査結果によると、「人口減少は望ましくない」と回答した人が9割以上、「政府は人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」と回答した人は7割以上にのぼっています。本町の人口は、近年増加傾向にありますが、人口の年齢構成は確実に変化しており、少子高齢化が進行しています。近い将来には、本町も人口減少問題に直面することが想定されます。人口の問題は、行政の取組のみで解決できるものではありません。また、結婚や出産、住居、職業といったものは、町民の皆様の希望と選択の上に成り立っているものであることが重要となります。さらに、行政・議会・町民・企

本町においては、まだ人口減少に転じていない今こそ、地方創生への施策を展開 していくことで、人口減少に直面する時期を遅らせ、さらには減少のペースを抑え る効果があると考えられます。

業・団体等が一体となって、問題の解決に取り組んでいく必要があります。

こうした観点から、人口減少社会に対する本町の今後の取組において目指すべき 将来の方向として、3つの基本方針を掲げます。

● 若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現

若い世代が安心して子どもを生み育てられるように、子育て支援をいっそう充実させて切れ目のない支援を行うとともに、町の将来を担う子どもたちの教育環境を整備し、若い世代の結婚・ 出産・子育ての希望がかなえられる環境を実現します。

● はたらく場づくりを中心とした次代を担う人材の確保

町の豊かな自然を生かした観光業や農林業の振興、商工業の活性化に努め、本町で生まれ育った若い世代の定着と町外からの移住を促進します。

● 安全・安心で活力あるまちづくり

高齢者や障がい者への支援のさらなる充実、すべての世代が学習やスポーツ、文化にいそしめる環境づくり、防災や美化の推進、再生エネルギーの活用などを通じ、町民の皆様が将来にわたって安全・安心で心豊かに生活できる町づくりに取り組むとともに、地域資源を最大限に活用して町を活性化し、町の個性や魅力を発信していきます。

3 人口の将来展望

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案しつつ、「目指すべき将来の方向」に沿って適切に対策を進めることを前提に、本町の将来の人口規模を展望します。

◆ 人口の自然動態

本町の合計特殊出生率は、近年上昇し、全国や東京都よりも高い数値となっています。 また、子育て世帯の一定の流入の傾向もみられ、15~49歳女性の人口は、1990年代に比べて大幅に減少していますが、平成17(2005)年から平成22(2010)年にかけてはやや増加しています。

本町の推進する子育て支援をいっそう充実させることにより、若い世代の出産・子育ての希望をかなえることを目指し、平成 26 (2014) 年に 1.54 を示している合計特殊出生率が平成 52 (2040) 年に 1.8 まで上昇し、それを平成 72 (2060) 年まで継続することを目標とします。

また、死亡については、高齢者の多い本町の特徴から、高齢者を含む現在の町全体の状況を反映している社人研推計準拠の推計の生残率(1-死亡率)の仮定値を用います。

◆ 人口の社会動態

本町の人口移動の状況については、概ね社会増で推移してきており、特に近年は社会増が拡大しています。社人研推計準拠の推計においては、本町の平成17 (2005)年から平成22 (2010)年にかけての転入超過が、それ以前と比べて特に大きかったため、その傾向は一時的なものとして、平成17 (2005)年から平成22 (2010)年の純移動率を縮小したものを平成22 (2010)年から平成27 (2015)年にかけての純移動率と仮定し、その後は平成12 (2000)年から平成17 (2005)年にかけての純移動率を縮小したものを、それぞれの期間の純移動率と仮定しています。

それに対して、平成 22 (2010) 年以降も大幅な転入超過の状況が続いており、また、 住民基本台帳の調査から、本町の平成 27 (2015) 年の人口は、平成 22 (2010) 年から増加していると考えられます。

そのため、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年の純移動率がその後も継続していると仮定し、その傾向を平成 32 (2020) 年まで維持することを目指します。さらに、大幅な転出超過となっている 15~24 歳について、転入と転出が均衡し、それを平成 22 (2010) 年から平成 72 (2060) 年まで継続することを目標とします。平成 32 (2020) 年以降の15~24 歳以外の純移動率は、社人研推計準拠の推計における仮定値で推移するものとします。

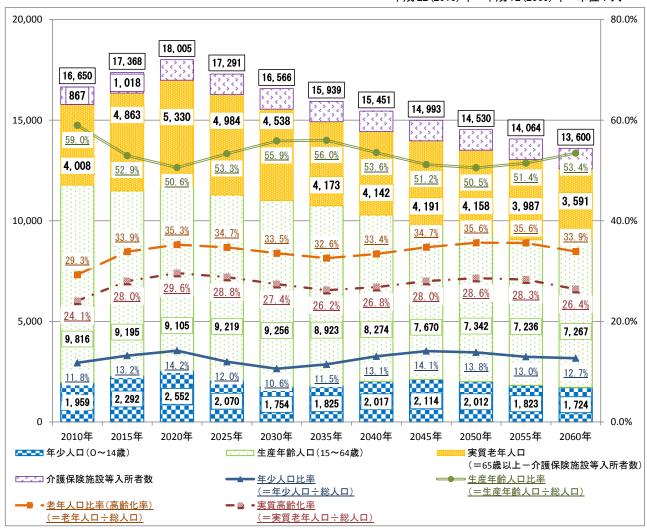
◆ 人口の将来展望

上記により、短期的には、平成 32 (2020) 年の人口 18,000 人程度を達成します。そして、長期的には、平成 72 (2060) 年において人口 13,600 人を確保し、平成 22 (2010) 年の人口から 3,000 人程度の人口減少に抑制します。

また、平成72 (2060) 年の高齢化率は33.9%ですが、平成27 (2015) 年の介護保険施設等入所者数がその後も継続すると仮定した場合の実質高齢化率は26.4%となり、人口の年齢構成の面からも大幅な改善がみられます。

図表 23 人口の将来展望

平成 22 (2010) 年~平成 72 (2060) 年 単位:人

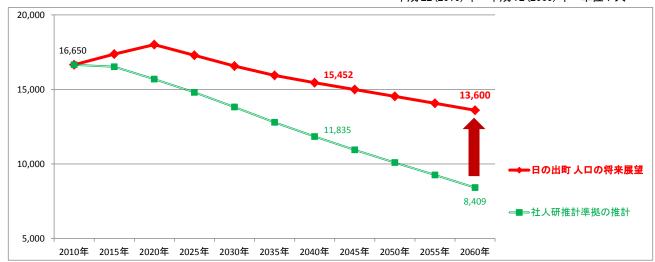


	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	16, 650	17, 368	18, 005	17, 291	16, 566	15, 939	15, 451	14, 993	14, 530	14, 064	13, 600
年少人口	1, 959	2, 292	2, 552	2,070	1, 754	1, 825	2, 017	2, 114	2,012	1,823	1, 724
生産年齢人口	9, 816	9, 195	9, 105	9, 219	9, 256	8, 923	8, 274	7, 670	7, 342	7, 236	7, 267
老年人口	4, 875	5, 881	6, 348	6, 002	5, 556	5, 191	5, 160	5, 209	5, 176	5, 005	4, 609
年少人口比率	11.8%	13. 2%	14. 2%	12.0%	10.6%	11. 5%	13. 1%	14. 1%	13. 8%	13.0%	12. 7%
生産年齢人口比率	59.0%	52. 9%	50.6%	53. 3%	55. 9%	56. 0%	53. 5%	51. 2%	50. 5%	51.4%	53. 4%
老年人口比率 (高齢化率) (A)	29. 3%	33. 9%	35. 3%	34. 7%	33. 5%	32.6%	33. 4%	34. 7%	35. 6%	35.6%	33. 9%
介護保険施設 等入所者数	867	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018	1, 018
実質老年人口	4, 008	4, 863	5, 330	4, 984	4, 538	4, 173	4, 142	4, 191	4, 158	3, 987	3, 591
実質高齢化率®	24. 1%	28. 0%	29. 6%	28. 8%	27. 4%	26. 2%	26. 8%	28. 0%	28. 6%	28. 3%	26. 4%
高齢化率縮減率 (A-B)	5. 2%	5. 9%	5. 7%	5. 9%	6. 1%	6. 4%	6.6%	6. 7%	7.0%	7.3%	7. 5%

資料:まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

図表 24 社人研推計準拠の推計と人口の将来展望における総人口の比較

平成 22 (2010) 年~平成 72 (2060) 年 単位:人



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
日の出町 人口の将来展望	16, 650	17, 368	18, 005	17, 291	16, 566	15, 939	15, 451	14, 993	14, 530	14, 064	13, 600
社人研推計準拠 の推計	16, 650	16, 517	15, 686	14, 798	13, 815	12, 785	11, 835	10, 941	10, 089	9, 257	8, 409

資料: まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

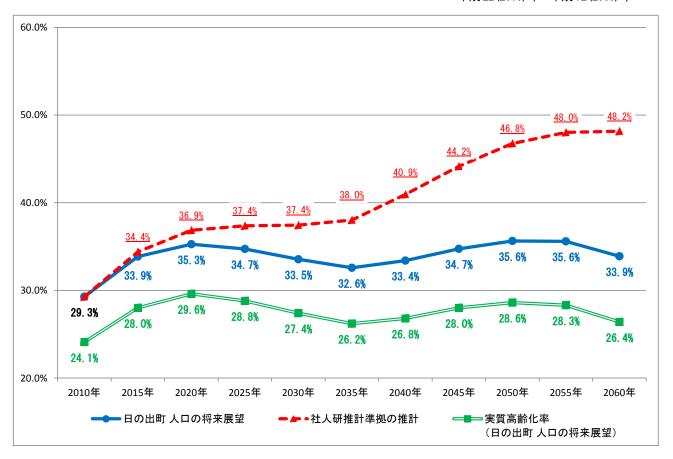
(参考) 図表 24-2 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」における総人口の推移と将来展望 昭和 35 (1960) 年~平成 172 (2160) 年

我が国の人口の推移と長期的な見通し 2008年12,808万人(概ねピーク) 14,000 2060年 2110年 10,194万人 9,026万人 12,000 2013年12,730万人 10,000 8,000 2060年8,674万人 6,000 4,000 実績 (1960~2013年) 「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位(死亡中位)) 合計特殊出生率が上昇した場合(2030年1.8程度、2040年2.07程度) 2,000 2110年4,286万人 (万人) 0 (出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」(出生中位(死亡中位))

> 資料:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」」 パンフレットより引用

図表 25 社人研推計準拠の推計と人口の将来展望における高齢化率の比較

平成 22 (2010) 年~平成 72 (2060) 年



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
日の出町											
人口の将来展望	29. 3%	33. 9%	35. 3%	34. 7%	33. 5%	32.6%	33. 4%	34. 7%	35.6%	35. 6%	33. 9%
A											
社人研推計準拠	20. 20/	34. 4%	36. 9%	37. 4%	37. 4%	38. 0%	40.00/	44. 2%	46.8%	49.00/	48. 2%
の推計	29. 3%	34.4%	36. 9%	37.4%	37.4%	38.0%	40. 9%	44. 2%	40.8%	48. 0%	48. 2%
実質高齢化率											
(日の出町 人	24. 1%	28.0%	29.6%	28.8%	27.4%	26. 2%	26.8%	28.0%	28.6%	28.3%	26. 4%
口の将来展望) B											
髙齢化率縮減率	E 00/	F 00/	F 70/	F 00/	C 10/	C 40/	C C0/	C 70/	7.00/	7.00/	7 50/
(A)—B)	5. 2%	5. 9%	5. 7%	5. 9%	6. 1%	6. 4%	6.6%	6. 7%	7.0%	7. 3%	7. 5%

資料:まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートより作成

日の出町人口ビジョン 概念図

国「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

平成 22 (2010) 年

12,806 万人 (ピークは平成20(2008)年 12,808万人)

【現状】

- ・出生率の低下
- 人口の東京圏一極集中 (低出生率の東京圏と 地方の極端な人口減)



国【まち・ひと・しごと創生総合戦略】 の施策を実行し目標人口を目指す

【基本的視点】

- ①「東京一極集中の是正」
- ②若い世代の就労・結婚・子育て

の希望の実現

③地域の特性に即した地域課題の解決

平成 72 (2060) 年 10.194万



【仮定】

• 合計特殊出生率

2020年 1.6程度 2030年 1.8程度

2040~2060年 2.07

(人口置換水準)

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計 8.674 万人 平成 72 (2060) 年



日の出町「日の出町人口ビジョン」(対象期間 平成72 (2060) 年まで)

国勢調査

【現状】

総人口

年少人口

・老年人口

平成 22 (2010) 年

16.650

【目指すべき

【日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略】 の施策を実行し目標人口を目指す

【仮定】

●自然増減

• 合計特殊出生率 2014年 1.54

2040~2060年 1.8

人口の将来展望

平成 72(2060)年

●社会増減

- ・15~24歳の移動均衡 (2060年まで)
- 2005~2010年の 純移動率の継続 (2020年まで、それ以降 は社人研推計に準拠)

自然減で推移

- ・60歳以上の転入が多く、社会増で推移
- ・0~4歳、女性の70歳以上は大幅な転入超過

・介護保険施設等が多く、死亡数が多いため、

· 生産年齢人口 10,501 人→ 8,982 人= 14.47%減

- ・15~24歳の大幅な転出超過
- 2014 年 合計特殊出生率 1.54

(東京都内順位 第1位 島嶼部を除く)

2005年 → 2015年の比較

15,941 人→17,001 人= 6.65%增 ▮

1,641 人→ 2,351 人= 43.27%增

3,799 人→ 5,668 人= 49.20%増

出産・子育て の希望の実現

②はたらく場づくり

①若い世代の結婚・

将来の方向】

を中心とした次代 を担う人材の確保

③安全・安心で活力 あるまちづくり

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)準拠の推計 平成 72 (2060) 年

第2部

日の出町 まち・ひと・しごと創生総合戦略



日の出町「ひのでちゃん」

第1章 策定の概要

1 策定の趣旨

日本における人口は、平成20年(2008)をピークに減少局面に入っており、平成72年(2060)には8,674万人程度まで減少するとの推計があります。人口減少は、消費市場の規模縮小や深刻な人材不足といった地域経済への影響をもたらし、地域経済の縮小は、住民の経済力の低下や地域社会の様々な基盤の維持を困難にするものです。

地方は、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環の連鎖に陥るリスクが高く、大都市においても、いずれは衰退し、 競争力が弱まることは避けられません。

日本が抱えるこのような構造的な課題を解決するためには、長期間を要しますが、 解決のために無駄にできる時間はなく、人口、経済、地域社会の課題に対して一体 的に取り組む必要があります。

そのため、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国としては、国民一人一人が 夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形 成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び 地域における多様な就業の機会を創出することの一体的な推進(以下「まち・ひと・ しごと創生」という。)を図ることとしています。

本町においても、町の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「日の出町総合戦略」という。)を策定しました。

この総合戦略は、「日の出町人口ビジョン」において現状分析を経て、平成72年 (2060) の目標人口である13,600人を目指すために、取り組むべき施策を基本目標 ごとに定め、人口減少の克服を期するものです。

2 日の出町総合戦略の位置づけ

地方版総合戦略は、地方人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものであり、国の総合戦略を 勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していく必要があります。

日の出町総合戦略は、第四次日の出町長期総合計画に掲げた将来像「みんなでつくろう 日の出町! 一 安心・躍進・自立のまち 一」の実現を目指しつつ、国の戦略における4つの基本目標(1.安定した雇用を創出する 2.新しいひとの流れをつくる 3.「若い世代」の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 4.時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守り、地域と地域を連携する)に重点を置き、持続可能な活力ある地域をつくるため、平成26年度(2014)に策定した第四次日の出町長期総合計画後期基本計画(平成27年度(2015)~平成31年度(2019))における戦略プロジェクトとの整合を図りつつ、施策を横断して特に重点的に取り組む事項として位置づけます。

なお、日の出町長期総合計画は、日の出町の総合的な振興・発展などを目的とし、 日の出町総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としており、含まれる政策の範 囲は必ずしも同じではないため、長期総合計画に掲げる施策項目のうち、人口減少 克服・地方創生に関連する部分を抽出し、実施計画として策定するものです。

日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略 概念図

第四次長期総合計画

町の目指す将来像の実現に向けて、まちづくりを計画的に進めるため、10年間の長期展望に立って基本構想を策定し、5年ごとに前期計画と後期計画を定め、まちづくりの指針を明らかにするものです。

【計画期間】

平成 22 年度 (2010) ~平成 31 年度 (2019)

【目指す将来像】

「みんなでつくろう 日の出町!

<u> ― 安心・躍進・自立の</u>まち ―」

【計画目標人口】

平成 31 年度(2019)

18, 200 人

平成22年(2010) 人口 16.650 人

81.68%の人口の確保 を目標

【計画の構成と期間】

基本構想 平成 22 年度 (2010) ~平成 31 年度 (2019)

本町が目指す将来像、まちづくりの視点、将来像を実現するためのまちづくりの基本方向などを示すものです。

基本計画 平成 22 年度 (2010) ~平成 31 年度 (2019)

基本構想を実現するための戦略プロジェクト、具体的な施策・個別施策を体系的に示すものです。

前期基本計画

: 平成 22 年度 (2010) ~平成 26 年度 (2014) 後期基本計画

: 平成 27 年度(2015)~平成 31 年度(2019)

実施計画 平成 22 年度 (2010) ~平成 31 年度 (2019)

基本計画で定められた施策体系に基づいて、3年間の 事業実施方策を明らかにし、実施する事業を具体的に 示し、ローリングして毎年必要な見直しを行うものです。 国「長期ビジョン」 ^{平成72年(2060)} 【目標人口】 8,674万人 **1**0,194万人

日の出町 人口ビジョン

町の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示します。

【計画期間】

平成 27 年度 (2015) ~平成 72 年度 (2060)

_____【計画目標人口】**平成 72 年度 (2060)**

在人研推訂

8, 409 人 <mark>二>13, 600 人</mark>

総合戦略の事業を行い、目標人口を目指す

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少の克服・地方創生を目的として政策分野ご とに戦略の基本目標、基本施策、個別事業を体系化し、 具体的な施策を数値目標・重要業績評価指標を設定 し、人口ビジョンの目標人口を目指します。

【計画期間】

平成 27 年度 (2015) ~平成 31 年度 (2019)

【基本目標】

- ①:安定した雇用を創出する。
- ②:新しいひとの流れをつくる。
- ③: 結婚・出産・子育ての希望をかなえる。
- ④: 時代に合った地域をつくり、安全安心な暮らし を守る。

職員提案及び新規事業など、総合戦略に 特化した施策を反映

・基本目標→基本施策→個別事業など具体的な施策を 設定し、「重要業績評価指標(KPI)」を定める。

施 策 評 価 (PDCA サイクル) 長期総合計画において掲げている「基本目標における数値目標」及び総合戦略において掲げている「基本施策毎に設定している重要業績評価指標」により、施策の効果を検証し、 適宜改善を行っていきます。

基本計画から効果的

な政策をスライド

3 日の出町総合戦略の基本的な考え方

(1)日の出町創生に向けた基本方針

本町への人口移動(定住人口・交流人口)の実現を目指して、経済面の活性化による仕事づくりを重点課題とし、ソフト事業を中心に計画された施策が活性化の動力となり、その効果が一時的なものでなく、継続的に雇用創出や地域活性化に寄与するよう取り組みます。

(2) まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則

人口減少の克服と日の出町の創生を実現していくため、国の「総合戦略」で掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則を踏まえ、本町としてのまち・ひと・しごとの 5 原則を次のように定め、関連する施策の展開を図ります。

①自立性

・施策が日の出町に属する企業・個人に直接効果があり、工夫を凝らし、国の支援がなくても各事業が継続する状態を目指す。

②将来性

・日の出町が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する 施策に重点を置く。

③地域性

・客観的データに基づき現状分析や将来予測を行い、町の特性を踏まえた日の出町総合戦略を策定・推進する。

④直接性

・限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、ひと・しごとの創出と まちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施するとともに、産官学金労 などとの連携により政策効果を高める。

⑤結果重視

・PDCAサイクルの下に、具体的な数値目標(重要業績評価指標: KPI)を 設定し、効果を客観的な指標により検証し、改善等を行う。

4 基本目標

地方創生に向けた取り組みを進めるため、総合戦略の基本目標を以下のように定め、基本目標ごとに基本施策及び主要施策と事業を体系化する。

- (1) 安定した雇用を創出する
- (2) 新しいひとの流れをつくる
- (3) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (4) 時代に合った地域をつくり、安全・安心な暮らしを守る

5 計画の期間

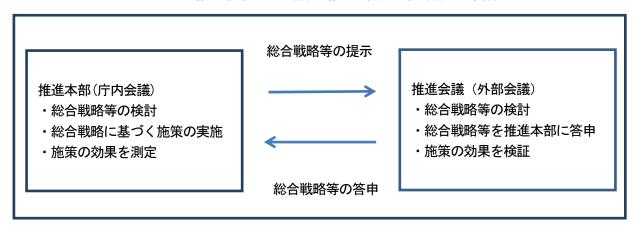
平成27年度(2015)から平成31年度(2019)までの5か年の計画であり、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部(以下「推進本部」という。)を設置するとともに、日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、「産・官・学・金・労・言」や協力員など地域の様々な主体の関係者の意見を反映して策定しました。

※ 地方版総合戦略の策定に関する国の方針では、産(産業界)、官(国・地方公共団体の行政)、学(教育機関)、金(金融機関)、言(言論界)など幅広い分野の主体が参加することが求められている。

推進本部(庁内会議)と推進会議(外部会議)との関係



第2章 日の出町の状況

1 アンケート調査結果

(1)総合戦略策定のためのアンケート調査

日の出町総合戦略を策定するにあたり、町民の皆様の意見を把握し、反映するため、15歳から40歳の方を対象に下記の概要により、アンケート調査を実施しました。

対象者	実施時期	配布数	回収数	回収率
町内在住者	平成 27 年	500	134	26.8%
転出者	8月~9月	500	34	6.8%※

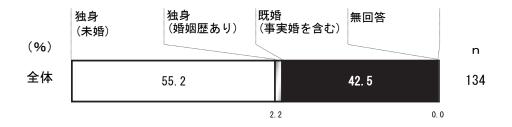
※ 宛名不明等による返送分 257 票を除くと、13.9%。

なお、主な調査結果は以下のとおりです。 グラフ内の「n」は回答数です。

① 町内在住者アンケート

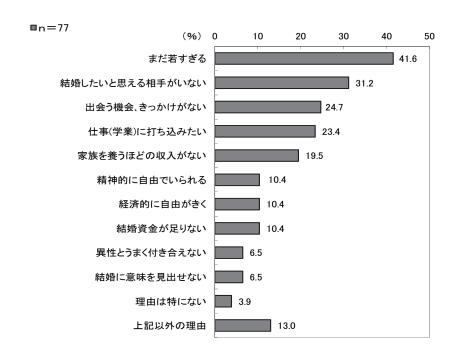
- 1) 結婚について
- 1:結婚の状況

「独身」が57.4%、一方、既婚が42.5%。



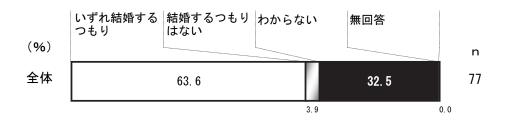
2:結婚していない理由(複数回答)

「まだ若すぎる」(41.6%)、「結婚したいと思える相手がいない」(31.2%)、 「出会う機会、きっかけがない」(24.7%)が上位回答。



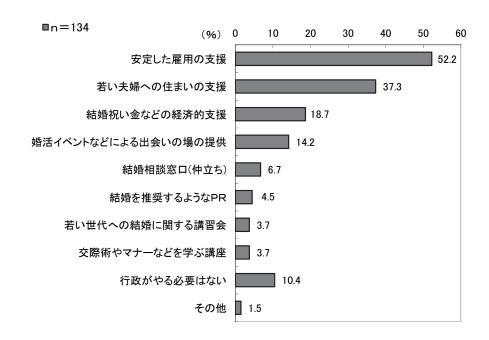
3: 今後について

「いずれ結婚するつもり」が63.6%。



4:行政が重点的に取り組むべき結婚支援事業(複数回答)

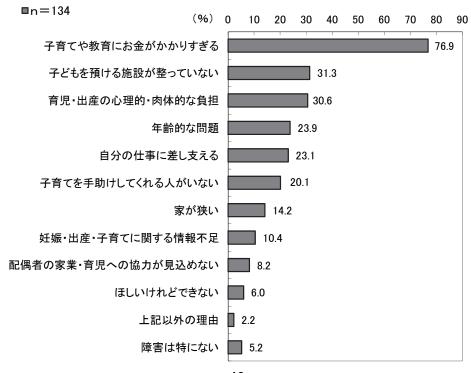
「安定した雇用の支援」(52.2%)、「若い夫婦への住まいの支援」(37.3%)、「結婚祝い金などの経済的支援」(18.7%)が上位回答。



2) 出産・育児について

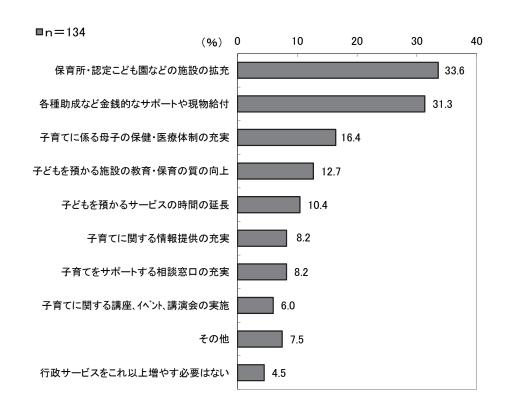
1:理想的な子どもの数の実現のために障害となること(複数回答)

「子育てや教育にお金がかかりすぎる」 (76.9%) 、「子どもを預ける施設が整っていない」 (31.3%) 、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」 (30.6%) が上位回答。



2:町が最も力を入れるべき育児に関するサービス(複数回答)

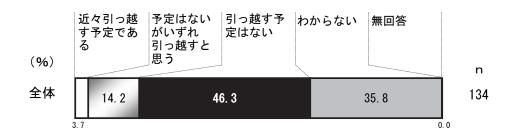
「保育所・認定こども園などの施設の拡充」 (33.6%) 、「各種助成など金銭的なサポートや現物給付」 (31.3%) 、「子育てに係る母子の保健・医療体制の充実」 (16.4%) が上位回答。



3) 住みやすさについて

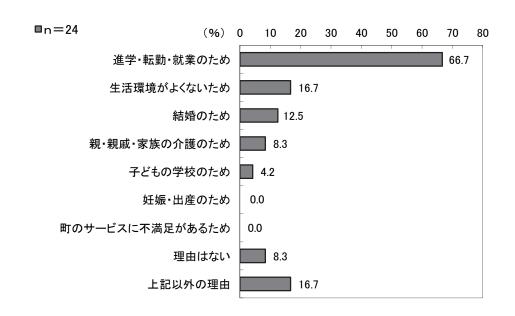
1: 将来的に町外に引っ越す予定について

「引っ越す予定はない」が 46.3%、「予定はないがいずれ引っ越すと思う」 が 14.2%、「近々引っ越す予定である」が 3.7%。



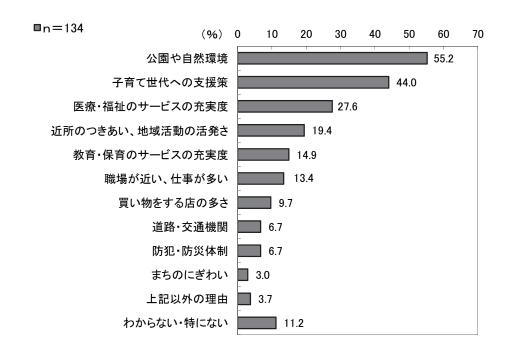
2:町外へ引っ越す理由(複数回答)

「進学・転勤・就業のため」(66.7%)が多い。



3:日の出町が住みやすいと感じる点(複数回答)

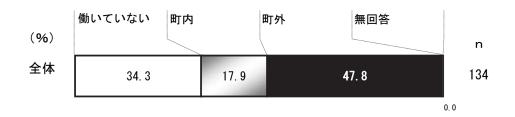
「公園や自然環境」(55.2%)、「子育て世代への支援策」(44.0%)、「医療・福祉のサービスの充実度」(27.6%)が上位回答。



4) 就労について

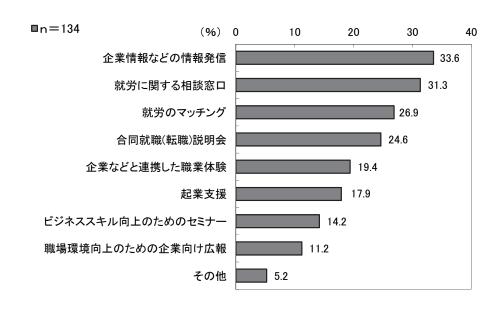
1:現在の就労場所について

「町外」が47.8%、「町内」が17.9%。なお、「働いていない」は34.3%。



2:町のよりよい労働市場形成のため必要な行政サービス(複数回答)

「企業情報などの情報発信」(33.6%)、「就労に関する相談窓口」(31.3%)、「就労のマッチング」(26.9%)が上位回答。

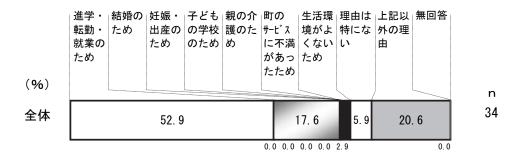


② 転出者アンケート

1) 住みやすさについて

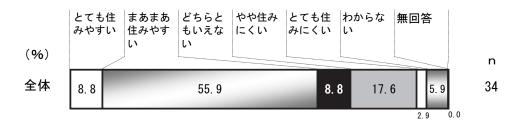
1:転居することとなった最も大きな理由

具体的な理由は、「進学・転勤・就業のため」(52.9%)が最も多く、次いで「結婚のため」(17.6%)、「生活環境がよくないため」(2.9%)が続く。



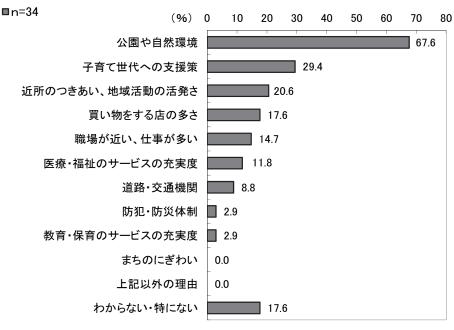
2:日の出町の住みやすさについて

"住みやすい"は64.7%、一方、"住みにくい"は20.5%。



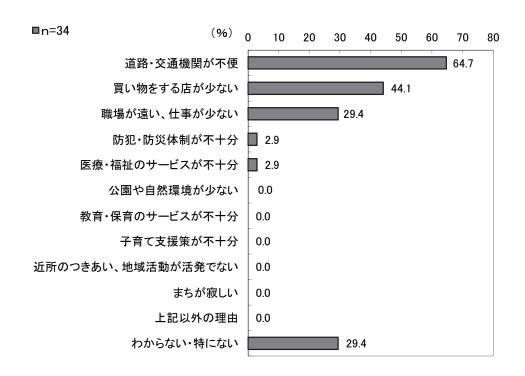
3:特に住みやすいと感じた点(複数回答)

「公園や自然環境」(67.6%)、「子育て世代への支援策」(29.4%)、「近 所のつきあい、地域活動の活発さ」(20.6%)が上位回答。



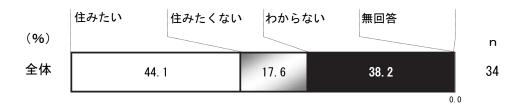
4:日の出町が住みにくいと感じた点(複数回答)

「道路・交通機関が不便」(64.7%)、「買い物をする店が少ない」(44.1%)、 「職場が遠い、仕事が少ない」(29.4%)が上位回答。



5:機会があればまた日の出町に住みたいか?

「住みたい」が44.1%、一方、「住みたくない」が17.6%。



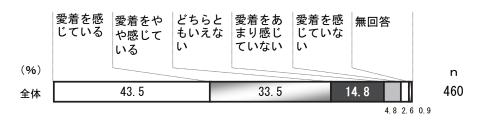
(2)長期総合計画策定のためのアンケート調査

第四次日の出町長期総合計画の策定にあたって、町への愛着度や今後の定住意向をはじめ、町の各施策に関する満足度と重要度、将来の町のイメージなど、町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために、平成 26 年に 20 歳以上の町民を対象に実施したものです。

① 住みやすさなどについて

1) 町に対する愛着

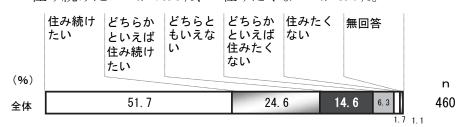
"愛着を感じている"が77.0%、"愛着を感じていない"が7.4%。



2) 定住希望

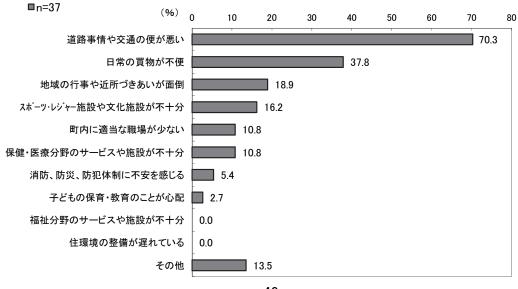
1:定住意向

"住み続けたい"が76.3%、"住みたくない"が8.0%。



2:住みたくないと思う理由

「道路事情や交通の便が悪い」が約7割にのぼる。

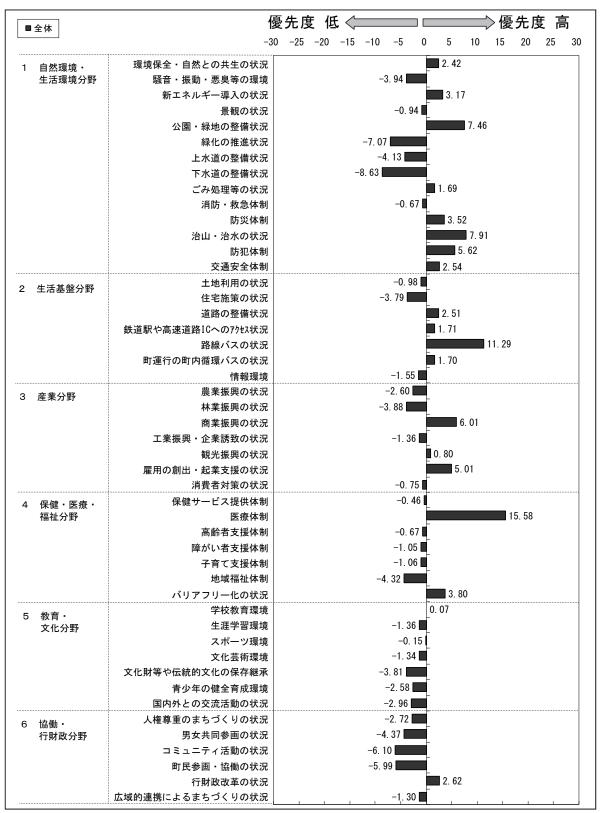


② まちづくりについて

1) 今後優先的に取り組むべき施策項目

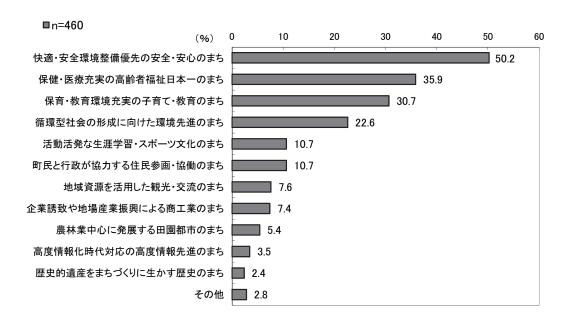
「医療体制」、「路線バスの状況」、「治山・治水の状況」が上位回答。

満足度と重要度の相関(全体/優先度)(単位:評価点)



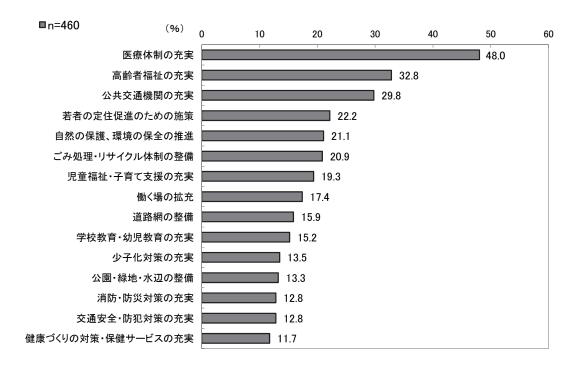
2) 今後のまちづくりの方向

「快適・安全環境整備優先の安全・安心のまち」、「保健・医療充実の高齢 者福祉日本一のまち」、「保育・教育環境充実の子育て・教育のまち」が上位 回答。



3) 今後特に力を入れるべき施策

「医療体制の充実」、「高齢者福祉の充実」、「公共交通機関の充実」が上位回答。



2 ふるさと回帰フェアにおける声

平成27年9月13日に東京国際フォーラムで開催された「ふるさと回帰フェア」 (NPO 法人主催によるふるさとでの暮らしを希望する都市住民とそれを受け入れたい地域の出会いの場を提供するイベント) に参加し、訪問者からの相談等を受けました。相談者は30組で、性別、年齢等の属性は多様でした。主な聞き取り内容及びアンケート結果は以下のとおりです。

① 聞き取り調査

移住に関して重視する点は仕事や住宅についてであり、地方創生の移住支援策 (住宅支援、就職斡旋など) についてかなり情報を持っている。

住環境や生活環境を変え、農業や田舎暮らしなどのライフスタイルへの志向が強い。移住しても現在の仕事は継続する可能性が大。

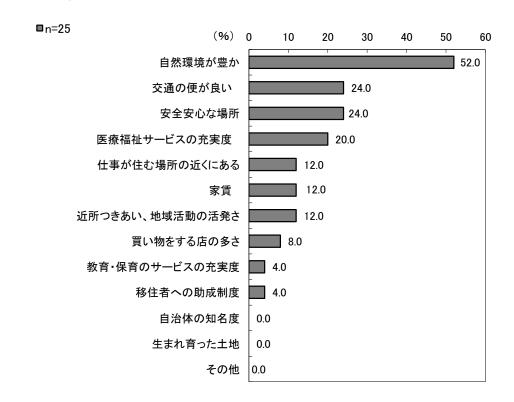
定年後に住環境や生活環境を自然や農業に関するライフスタイルに転換したいという意向が強い。移住に関しては定年前を予定している。

② アンケート調査

Q11: あなたがもし移住するとしたら、何を重視して移住場所を決めますか?

移住先を決める際に重視することは、「自然環境が豊か」であることが 52.0%。 次に、「交通の便が良い」が 24.0%で、日中の生活における交通手段の便利さが重 視されている。

また、「安全安心な場所」が24.0%で、自然災害や犯罪などの安全についても重視している。このほか、「医療福祉サービスの充実度」も20.0%とやや高い意向を示している。



Q12: 西多摩地域は移住先の候補地になる可能性がありますか?

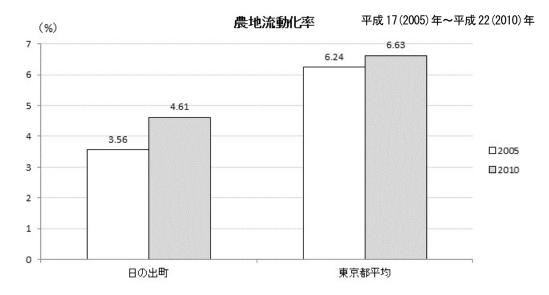
日の出町を含めた西多摩地域の移住候補地は96.0%と高い数値を示しており、都 心にも近く自然豊かな環境が移住先としての可能性を高めている。

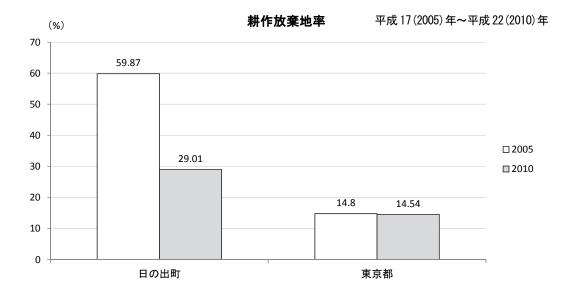


3 日の出町に関する統計データ

- ① 農業に関するデータ(地域経済分析システム「RESAS」3)
 - ・農地流動化率が低い。(町 4.61%、都平均 6.63%)
 - ・耕作放棄地率が高い。(町 29.01%、都平均 14.54%) しかし、2005年の 59.87%から約 30%減少。
- ※ 農地流動化率= (借入耕地面積:経営耕地面積) 値が高くなると、貸し出しされた農地の比率が高くなり、非土地持ち耕作者が高くなることを示す。

耕作放棄地率= (総農家の耕作放棄地面積+土地持ち非農家の耕作放棄地面積) ÷ (総農家の経営耕地面積+総農家の耕作放棄地面積+土地持ち非農家の耕作放棄地面積) 値が高くなると、耕作していない農地の面積が高くなることを示す。

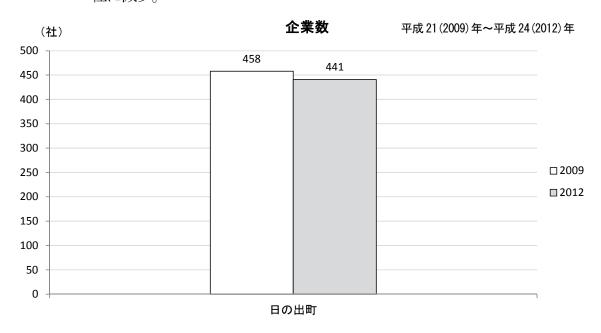




³ 地方自治体の様々な取組を情報面から支援するために、まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。

② 経済構造(地域経済分析システム「RESAS」及び「経済センサス」)

・企業数(会社数と個人事業所を合算。) は 2009 年の 458 社から 2012 年の 441 社に減少。

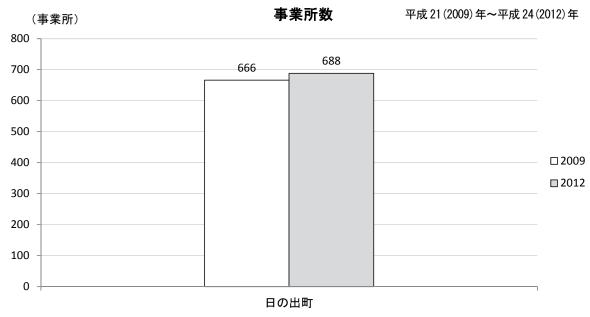


【都内 53 位 全国 1, 161 位】

人口百人あたりの企業数は、2.56 社 【都内 40 位 都内平均 3.51 社】

(順位は2012年時点。以下同じ。ただし、年間商品販売額は2007年時点。)

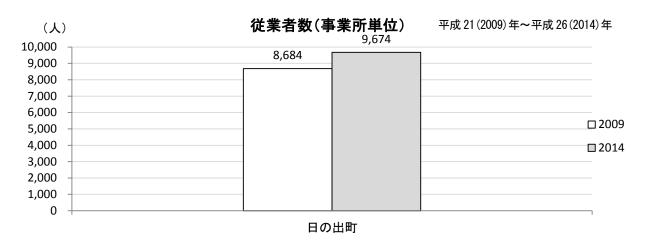
・事業所数は2009年の666事業所から2012年の688事業所に増加。



【都内 51 位 全国 1,061 位】

人口百人あたりの事業所数は、4.00事業所 【都内 28 位 都内平均 4.68事業所】

・従業者数は 2009 年の 8,684 人から 2014 年 9,674 人に増加。

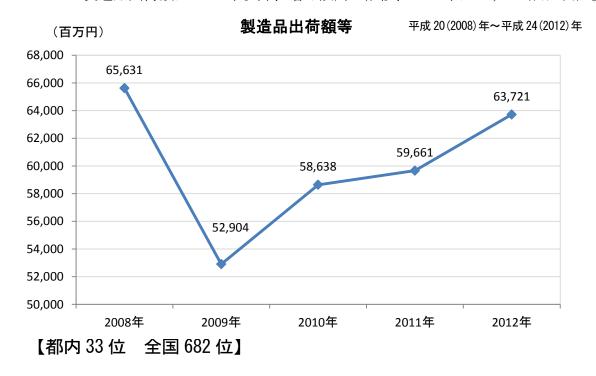


※ 民間事業所数と公共事業所数の合計。

【都内 51 位 全国 903 位】

人口百人あたりの従業者数は、49.99人 【都内 18 位 都内平均 64.49人】

・製造品出荷額は2009年以降、増加傾向で推移、2012年は63,721(百万円)。



人口百人あたりの製造品出荷額は、370.28(百万円) 【都内5位 都内平均61.23(百万円】

・年間商品販売額はそれまでの減少傾向から 2004 年以降に回復基調に転じ、2007 年 15,039(百万円)。

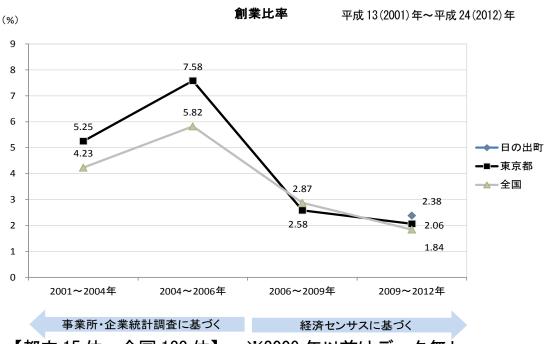


【都内 51 位 全国 1,174 位】

人口百人あたりの商品販売額は、87.39(百万円) 【都内 52 位 都内平均 1357.41(百万円】

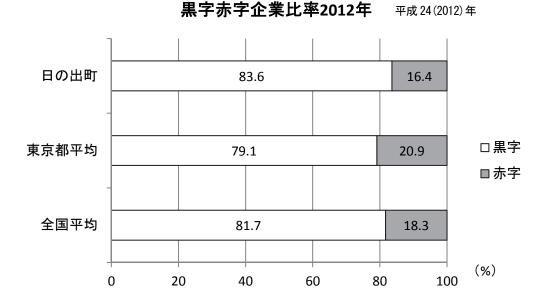
③ 企業活動(地域経済分析システム「RESAS」)

・創業比率 ((新設企業等を平均にならした数) ÷ (期首において既に存在していた企業等の数)で算出し、市区町村に存在する企業のうち新たに創業した企業の割合を示す。) は 2.38% (2009~2012 年)。



【都内 15 位 全国 133 位】 ※2009 年以前はデータ無し。

・黒字赤字企業比率(営業利益ベースの数値に基づき算出)は83.6%、16.4%。 (都内10位)



【都内 10 位 全国 578 位】

④ 観光(交流人口)に関するデータ(地域経済分析システム「RESAS」)

- ・滞在人口は平日 32,900 人、休日は 38,300 人。
- ・平日の東京都外からの流入は、1位は埼玉県(1,300人)、2位は群馬県と神奈川県(300人)、4位山梨県・神奈川県(200人)となっている。
- ・休日の東京都外からの流入は、1 位は埼玉県(1,900 人)、2 位神奈川県(700 人)、 3 位山梨県(500 人)、4 位群馬県(200 人)、5 位千葉県(100 人)となっている。
- ・平日、休日とも埼玉県が1位であるほか、神奈川県、山梨県、群馬県など、首都圏中央連絡自動車道沿線の県からの来訪者が上位を占めている。

平日滞在人口率順位【都内 27 位 全国 471 位】平成 26 年 (2014) 休日滞在人口率順位【都内 13 位 全国 156 位】平成 26 年 (2014)

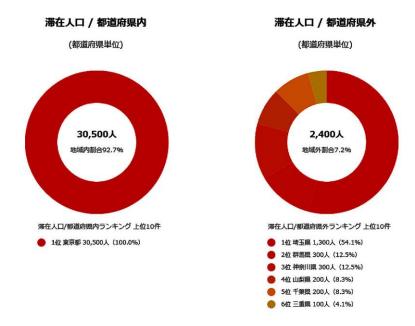
[※] 滞在人口は市区町村で、(2時間滞在した人口数) ÷ (国勢調査人口)で算出し、数値が高くなると国勢調査人口よりどれくらい多くの人が滞在しているのかが解る。

東京都日の出町 平日 都道府県 → 市区町村

平成 26 (2014) 年

滞在人口合計: 32,900人 (滞在人口率: 1.98倍)

(国勢調査人口:16,650人)

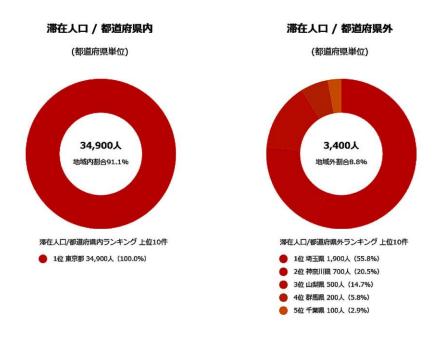


平成 26 (2014) 年

東京都日の出町 休日 都道府県 → 市区町村

滞在人口合計:38,300人(滞在人口率:2.30倍)

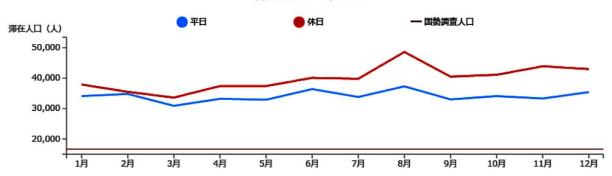
(国勢調査人口:16,650人)



平成 26 (2014) 年

滞在人口月別推移

東京都日の出町 2014年 (国勢調査人口:16,650人)

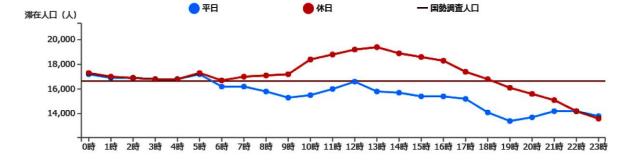


- ・滞在人口は平日、休日ともに8月がピーク。
- ・平日の時間別の滞在人口は、朝の6時前後から、国勢調査人口を下回り、就業者数などから正午前後に±0になるが、19時頃が最も滞在人口が少なくなる。
- ・休日の時間別の滞在人口は、朝6時頃より国勢調査人口を上回り、13時頃になるとピークを迎え、18時頃に±0となり、その後は国調人口を下回る。

平成 26(2014)年

滞在人口時間別推移

東京都日の出町 2014年 (国勢調査人口:16,650人)



⑤ 安全・安心に関するデータ

1) 刑法犯の認知状況

平成 26 年度の東京都内刑法犯の認知件数が少ない順位(人口 100 人あたり)上位 20 位抜粋。

本町における刑法犯の認知件数(人口100人あたり)は都内で12位となっており、 東京都平均1.19を大きく下回っているとともに、西多摩地域においても上位に位置 している。

平成 26(2014)年 単位:人、件

発生場所 (区市町村)	人口	刑法犯認知 件数	人口 100 人あ たりの刑法犯 認知件数	順位
御蔵島村	328	0	0.00	1
小笠原村	2,844	5	0.18	2
神津島村	1,829	1	0.05	3
三宅村	2, 563	3	0. 12	4
新島村	2,695	4	0. 15	5
桧 原 村	2, 233	4	0. 18	6
奥多摩町	5, 317	15	0.28	7
八丈町	7, 791	23	0.30	8
利島村	333	1	0.30	9
大島町	7, 999	28	0.35	10
青ケ島村	189	1	0.53	11
日の出町	17, 209	106	0.62	12
日野市	183, 327	1, 269	0.69	13
あきる野市	80, 713	582	0.72	14
狛江市	80, 705	591	0.73	15
稲城市	86, 987	662	0.76	16
青梅市	136, 459	1, 053	0.77	17
三鷹市	188, 364	1, 498	0.80	18
多摩市	147, 542	1, 178	0.80	19
府中市	258, 661	2, 117	0.82	20
東京都内平均値等	13, 389, 584	159, 813	1. 19	

[※] 警視庁平成 26 年度統計「自治体別刑法犯発生状況」より作成。人口は平成 27 年 1 月 1 日基準人口である。

2) 消防団員の数

平成26年度の東京都内消防団員数(人口100人あたり)上位20位抜粋。

本町における消防団員数(人口 100 人あたり)は都内で 12 位となっており、東京都平均 0.18 を大きく上回っているとともに、西多摩地域においても上位に位置している。

平成 26 (2014) 年 単位:人

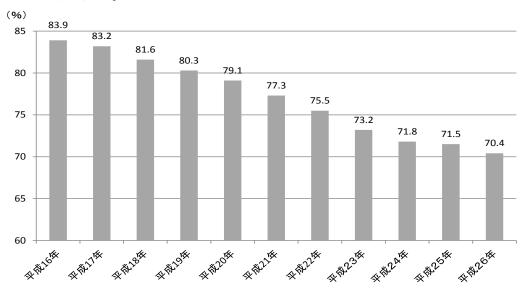
発生場所 (区市町村)	人口	消防団員数	人口 100 人あ たりの消防団 員数	順位
青ケ島村	189	24	12. 70	1
利島村	333	39	11.71	2
神津島村	1, 829	193	10. 55	3
御蔵島村	328	31	9. 45	4
桧 原 村	2, 233	198	8.87	5
新島村	2, 695	189	7. 01	6
奥多摩町	5, 317	313	5.89	7
三宅村	2, 563	120	4. 68	8
大島町	7, 999	304	3.80	9
八丈町	7, 791	250	3. 21	10
小笠原村	2, 844	58	2.04	11
日の出町	17, 209	172	1.00	12
千代田区	53, 428	343	0.64	13
あきる野市	80, 713	441	0.55	14
瑞 穂 町	33, 028	170	0. 51	15
青梅市	136, 459	591	0.43	16
羽村市	55, 890	188	0.34	17
福生市	58, 200	185	0.32	18
武蔵村山市	70, 534	203	0. 29	19
台東区	184, 941	519	0. 28	20
東京都内平均値等	13, 389, 584	23, 482	0.18	

^{※ 「}消防年報」東京都総務局総合防災部防災管理課 平成27年3月「東京都の自治体別消防団員数の状況」より作成。 人口は平成27年1月1日基準人口。

3) 自治会(地域コミュニティ)の状況

自治会の加入率データ。

日の出町における自治会の加入率は平成26年において70.4%となっており、平成16年以降において低下傾向で推移しているが、平成26年度東京都平均値53.2%を大きく上回る。



平成 16 (2004) 年~平成 26 (2014) 年 単位:%

区市町村名	平成 16 年 度加入率	平成 21 年 度加入率	平成26年度加入率	平成16年度→ 平成26年度の 縮減率	平成 26 年度 における加入 率順位
新島村	100	100	100		1
奥多摩町	_	94. 3	92. 4	-1. 9	2
桧原村	_	81. 2	80. 1	-1. 1	3
日の出町	83. 9	77.3	70.4	-13. 5	4
墨田区	74.8	70.0	67. 3	-7. 4	5
北区	78. 0	73. 5	67. 3	-10. 6	5
文京区	_	70.0	65. 0	-5. 0	7
荒川区	62. 4	59. 2	62. 9	0. 5	8
八王子市	67. 6	64.8	60.8	-6.8	9
江東区	66. 5	64.8	60. 5	-6.0	10
江戸川区	66. 0	63. 7	60. 4	-5. 6	11
府中市	65. 5	62. 5	60.0	-5. 5	12
稲城市	62. 0	58. 7	57. 5	-4. 5	13
足立区	64. 0	59. 1	57. 0	-7. 0	14
多摩市	60. 3	58. 1	56. 1	-4.2	15
千代田区	70. 0	64.0	56.0	-14.0	16
世田谷区	60. 5	57. 5	55. 7	-4. 9	17
町田市	60. 2	57.4	55. 5	-4. 7	18
あきる野市	65. 6	60.0	55. 4	-10. 2	19
東村山市	58. 7	55. 4	53. 4	-5.3	20
東京都内平均値	57.8	56. 1	53. 2	-4.6	

※ 自治会の加入率は、各自治体にヒアリングを行い収集した。

加入率の算出方法は(=自治会加入世帯/世帯全数)が基本的であるが、自治会加入世帯数の抽出の仕方などは、自治体毎に差異がある。

従って、ここで示した加入率は、全て同質なものではなく、各自治体が情報を把握している数値を自治会加入率として公表しているものである。

また、東京都内の自治会加入率の平均値は、公表データが無い自治体は除外し、表中に示していない自治体も含めて算出してある。

⑥都内における合計特出生率

平成26年の合計特殊出生率は、1.54となっており、都内の島嶼部を除くと第1位となっている。

平成 26 (2014) 年

区市町村名	平成 26 年 合計特殊出生率	順 位 (島嶼部を除く)		
日の出町	1. 54	1		
あきる野市	1.43	2		
東久留米市	1.43	3		
稲城市	1.41	4		
小平市	1.40	5		
府中市	1.40	6		
江戸川区	1. 39	7		
港区	1. 39	8		
羽村市	1.38	9		
武蔵村山市	1.38	10		
東大和市	1. 37	11		
昭島市	1. 37	12		
葛飾区	1. 37	13		
足立区	1. 37	14		
中央区	1.35	15		
日野市	1.35	16		
千代田区	1.34	17		
小金井市	1.34	18		
荒川区	1. 34	19		
江東区	1.33	20		

[※] 東京都福祉保険局「人口動態統計年報(確定数 平成26年)」より算出。 小数点以下第3位四捨五入。

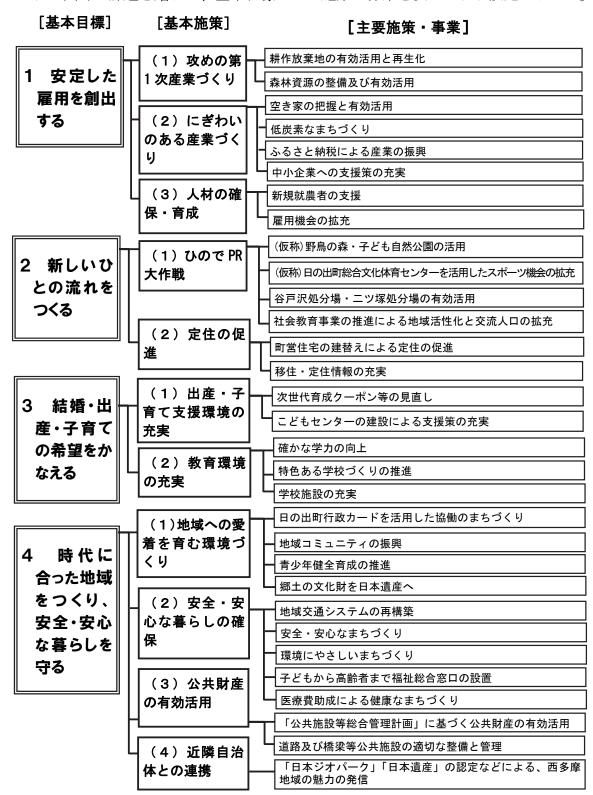
4 日の出町の課題

- ○耕作が行われていない農地を新規就農者へ貸し出すなど、耕作放棄地の増加を 食い止める必要がある。(基本目標: 1)
- ○若者を中心とした起業支援や中核企業への支援を充実させることにより、新産業の創出、雇用の確保につなげる必要がある。(**基本目標:1**)
- ○西多摩地域は、都内に居ながら田舎暮らしができることに高い評価を得ている。 このような、都心からのアクセスの良さと、豊かな自然環境を強みとして捉え た戦略を立てる必要がある。(基本目標: 2)
- ○平日の滞在人口は国勢調査人口を下回ることが多い一方、休日の滞在人口は国勢調査人口を上回ることが多い傾向にあることから、雇用の場の充実はもとより、観光資源に磨きをかけ交流人口を増やすなど、日の出町に人の流れをもたらす仕組みづくりに取り組むことが重要。 (基本目標: 2)
- ○平日と比較して、休日の滞在人口は多く、特に埼玉県からの来町者が過半数を 占めていることから、圏央道沿いの関東近県のファミリー層をターゲットとし た移住対策が有効と思われる。(基本目標: 2)
- ○安心して子育てができるよう、経済的な負担の軽減やサポート事業が求められていることから、既存事業の検証と必要な見直しを行いつつ、子育て支援の適正化と一層の充実を図る必要がある。(基本目標:3)
- ○日の出町の平成26年の合計特殊出生率は1.54で、島嶼部を除くと都内で第1位と高い水準を示しており、子育て支援策や移住対策を効果的に行い、水準をさらに高めていく必要がある。(基本目標:3)
- ○良好な自然環境や子育て支援の充実を強みとして捉え、これを内外にアピール し、定住・移住を促進することが重要である。(基本目標:3)
- ○町外へ引っ越す理由は、「進学・転勤・就業のため」が大半を占めており、これらの理由により町外へ引っ越した方が、いずれ町に戻ってくるような郷土心を育むことが重要である。(基本目標:4)
- ○本町における交通の不便さは、移住・定住する際の大きな課題と考えられることから、路線バスやコミュニティバスなど公共交通の必要な見直しを行い、さらに充実していく必要がある。(基本目標: 4)
- ○ふるさと回帰フェアにおける相談者の傾向としては、大半の相談者が自動車運 転免許などを持っていない方が多く、生活上の交通手段が必要である。(基本 目標: 4)
- ○大きな災害が少なく、また、治安が良いことなどから、安全・安心な日の出町 をアピールすることが重要である。(基本目標: 4)
- ○医療体制の充実が求められており、安全・安心なまちをアピールするためにも、 救急医療、地域医療体制の充実に向けた取組が必要である。(基本目標: 4)

第3章 基本目標ごとの取組

1 施策の体系

日の出町の課題を踏まえ、基本目標ごとの施策の体系を次のとおり設定しました。



基本目標1 安定した雇用を創出する

数値目標

◆町内事業所従業者数(平成26年経済センサス)

9,674 人 (平成 26 年) ⇒9,915 人 (平成 31 年度: 2.5%増)

◆新規就農者数

0人(平成26年度) ⇒5人(平成31年度:1人/年増加)

【基本的方向】

- ○男女ともに20代の転出が多い本町において、若い世代を中心とした人口流出を抑制するためにも、本町における地域資源を最大限に活用しながら、農林業や商工業をはじめとする各種産業について、雇用機会の確保や創出につながる地域の特性を生かした産業政策に取り組みます。
- ○都市部からの多様な人材の還流や、地元の人材の育成・定着などを通じて、地域産業を支える人材の確保を図ります。

(1) 攻めの第1次産業づくり

担い手の育成・確保や生産基盤の一層の充実をはじめ、環境の変化を踏まえた多様でより積極的な農林業施策を振興します。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値	備考
1日标石	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
耕作放棄地面積	5. 9ha	5ha	長計後期 : P69(※)
間伐実施面積	140ha	175ha	長計後期 : P69

※ 長計後期:「日の出町第四次長期総合計画後期基本計画」以下の表同じ。

施策・事業名	内容
・耕作放棄地の有効活用と再	農業従事者の高齢化が進み、担い手不足を起因とする遊休
生化	農地の増加に対応するため、良好な農地の保全及び有効利
	用を目的として、農業後継者となる認定就農者による新規
	参入を積極的に推進します。
	また、JAあきがわと連携した新規就農者の支援や、6次
	産業化への取組を進めます。
・森林資源の整備及び有効活	国や都と連携してそれぞれの森林の立地条件や所有者等
用	のニーズに合った各種森林整備事業(補助事業等)の活用
	を図り、木材の生産のみならず、森林の持つ多面的な公益
	機能の維持、発揮のための森林整備を推進します。
	(長計後期:P69-多面的な森林整備の推進)
	また、都と連携して多摩産材の公共施設での利用を促進す
	るなど、地元産材の普及、利用拡大を図り、持続的な森林
	資源の循環による林業及び木材関連産業の振興を目指し
	ます。
	(長計後期:P69-地元産材の普及利用の拡大)

(2) にぎわいのある産業づくり

環境に配慮しつつ、地域資源を有効に活用し、地域産業の活性化につな がる産業振興に取り組みます。

【重要業績評価指標(KPI)】

北海 友	基準値	目標値	備 考
指標名	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
空き家の活用数※	0件	5件	1件/年増加
商店数	248 店	258 店	長計後期 : P72
ふるさと納税制度による寄 附受入件数	0 件	20 件	20 件/年

[※] 管理不全による特定空き家等が行政指導により適正空き家に改善された件数を含む。

施策・事業名	内容
・空き家の把握と有効活用	町内における空き家の詳細調査を実施し、効果的な活用を
	行う。
・低炭素なまちづくり	地球温暖化防止、環境保全・災害対策・地域振興などの観点
	から、再生可能エネルギーの導入・利用促進を行うことに
	より、環境負荷の軽減対策を図り、仕事と生活の調和のと
	れた環境の良いまちづくりを構築します。
	また、西多摩地域の間伐材等を利用して木質バイオマス発
	電等による森林の再生及び森林資源の有効利用を行う。
・ふるさと納税による産業の振	町内の商店・企業の製品を返礼品とすることにより自主財
興	源の確保、地場産業の活性化を図ります。
・中小企業への支援策の充実	中小企業振興資金融資制度を継続するとともに、商業者育
	成のため、商工会への活動支援に努めます。
	(長計後期:P71-中小企業振興資金制度の充実)
	また、首都圏西部地域産業活性化協議会での参加市町村並
	びに東京都等と連携し、本町の工業の活性化に努めます。
	さらに、青梅線沿線地域産業クラスター協議会を通じ、近
	隣自治体・商工団体との連携を深め、企業支援体制を強化
	し、企業間ネットワークの充実を図ります。
	(長計後期: P71-首都圏西部地域事業活性化協議会への
	参加と企業間ネットワークの充実)
	上記を踏まえ、民間金融機関のネットワークや、ノウハウ
	を活用して企業の誘致や、創業者支援を進めます。

(3)人材の確保・育成

地域産業を担う次世代の人材の育成・確保に取り組むとともに、関係機関と連携のもと、雇用機会の充実に取り組みます。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考 (数値の測定根拠等)
認定農業者数	11 人	14 人	長計後期: P69
新規就農者数	0 人	5人	1人/年増加
完全失業率	3. 7%	3.0%	長計後期: P72

施策・事業名	内容
・新規就農者の支援	農業従事者の高齢化が進み、担い手不足を起因とする遊休
	農地の増加に対応するため、良好な農地の保全及び有効利
	用を目的として、農業後継者となる認定就農者による新規
	参入を積極的に推進します。
	また、JAあきがわと連携した新規就農者の支援や、6次
	産業化への取組を進めます。
	【再掲】
・雇用機会の拡充	日の出町商工業振興計画に沿って、地域産業の一層の活性
	化に努め、雇用の促進を図ります。
	(長計後期:P71-雇用の促進)
	また、ハローワークと連携のもと、雇用側のニーズと被雇
	用者の希望や適性等にあった就業ができる体制づくりに
	努めます。

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

数値目標

◆人口社会増減数(日の出町人口ビジョン)

- 323 人 (平成 26 年度) ⇒ 340 人 (平成 31 年度: 5 %増)
- ◆転入者数(日の出町人口ビジョン)

870 人 (平成 26 年度) ⇒ 880 人 (平成 31 年度:約1%增)

◆転出者数(日の出町人口ビジョン)

547 人 (平成 26 年度) ⇒ 540 人 (平成 31 年度:約1.3%減)

【基本的方向】

○都市部から本町へのU・Iターンの流れを見据えながら、広報誌やホームペー ジなどを活用し、日の出町の魅力を積極的に発信するとともに、町営住宅をは じめとする住環境の整備を行うなど、定住・移住希望者のニーズを的確に把握 しながら、各種の定住促進施策をさらに充実させていきます。

(1) ひのでPR大作戦

日の出町の魅力を内外に積極的にPRするなど、定住・移住に結びつく 有効な取組を行います。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考 (数値の測定根拠等)
(仮称)野鳥の森・子ども自然 公園の体験講座	0人	180 人/年	30 人×6 回/年
体育施設グランド利用者数	54,831 人	56,000 人	長計後期 : P83
総合型地域スポーツクラブ 会員数	0人	200 人	長計後期: P83
滞在人口率(平日)全国順位	471 位	470 位	地域経済分析システ ム (RESAS)
滞在人口率(休日)全国順位	156 位	155 位	地域経済分析システ ム(RESAS)

施策・事業名	内容
・(仮称)野鳥の森・子ども自然	(仮称)野鳥の森・子ども自然公園の豊かな里山の恵みを PR
公園の活用	し、日の出町の良好な自然環境を発信します。
・(仮称) 日の出町総合文化体	多摩都民 400 万人のゴミを埋め立てている谷戸沢処分場
育センターを活用したスポー	跡地及び周辺地区に(仮称)総合文化体育センターの建設を
ツ機会の拡充	推進する。体育協会や少年スポーツ団体等の自主的運営を
	支援し、地域スポーツクラブを設置します。
・谷戸沢処分場・二ツ塚処分場	・三多摩地域のゴミのリサイクルの取組や、「谷戸沢処分
の有効活用	場」の埋め立て後の環境復元のオープン展示のガイドツア
	一、世界唯一のリサイクル施設であるエコセメント化施設
	の技術力の情報発信を行い、交流人口の増加を進めます。
・社会教育事業の推進による地	「パフォーマンスアートひので」など魅力ある各種イベン
域活性化と交流人口の拡充	トを継続的に開催し、芸術の振興及び交流人口の増加につ
	なげます。

(2) 定住の促進

定住の基礎となる住宅確保のため、町営住宅を整備するとともに、公共施設の改善を行い、利便性の向上を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考 (数値の測定根拠等)
諏訪下町営住宅の建替え戸 数	0戸	24 戸	長計後期 : P62
日の出町ホームページのア クセス件数	254, 235 件/年	300,000 件/年	約 18%増

施策・事業名	内容
・町営住宅の建替えによる定住の促進	平成24年度には、東本宿住宅の建替えが完了し、下平井 住宅、塩田住宅、落合住宅を集約した。今後、諏訪下住宅 については平成27年度から平成30年度にかけて建替えを
	行います。 (長計後期:P62-町営住宅建替え等の推進)
・移住・定住情報の充実	町ホームページを活用し、移住・定住者に有益な情報を提供します。

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標

- ◆合計特殊出生率(東京都福祉保健局「人口動態統計」及び日の出町人口ビジョン)
 - 1.54 (平成 26 年度) ⇒1.56 (平成 31 年度)

【基本的方向】

- ○結婚をしたいと思う若者や、子どもを持とうと思う夫婦が希望を持って将来設計が描けるように、子育て育成クーポンをはじめとした施策や、子育て環境の一層の充実を図り、結婚・妊娠・出産・子育てをしやすい環境づくりに取り組みます。
- ○平成26年の合計特殊出生率1.54は、島嶼部を除くと都内で第1位の高い水準を示しており、子育て環境や移住対策の充実を行いつつ、現行の水準を高めていきます。
- ○教育環境の充実は、子育て世代にとって優先度の高い事項であることから、「確かな学力の向上」を目指して、特色ある教育活動を推進するとともに、学校施設の整備等を進めます。

(1) 出産・子育て支援環境の充実

安心して出産・子育てができるよう、これまでの子育て支援施策を充実 させるとともに、ワンストップの相談窓口体制を整備するなど、切れ目の ない支援を行います。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値	備考
1日(示/口	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
保育園定員	556 人	562 人	長計後期 : P35
子ども家庭支援センターの 相談終了件数※	40 件	50 件/年	25%増

[※] 子ども家庭支援センター相談案件のうち、主訴が収束した状態になったものを含む。

【主要施策・事業】

施策・事業名	内容
・次世代育成クーポン等の見直	次世代育成クーポンの検証を行い、時代に即した制度の見
L	直しを行い、公平・公正な支給方法を確立します。
こどもセンターの建設による	子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センタ
支援策の充実	ー事業等の機能を持つセンターを開設し、きめの細かい総
	合相談拠点機能を充実します。

(2)教育環境の充実

子どもたちの「生きる力」の育成や「確かな学力の向上」を目指し、特色ある教育活動の推進や学校教育環境の一層の充実を図ります。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値	備 考
1日标石	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
漢字検定受験率の向上	89%	95%	約 7%増
施設整備計画の作成	0 %	100%	長計後期 : P78

施策・事業名	内容
・確かな学力の向上	指導計画に基づく着実な指導、少人数指導や学習支援員、 学校支援員の配置等を行い、基礎的な学力の向上と、一人 一人の個性・創造性を伸ばす教育を推進します。 (長計後期: P77-「確かな学力」「健やかな体」を育む教育の 推進)
・特色ある学校づくりの推進	言語能力の推進を図り、児童・生徒の思考判断表現能力の 向上を図るとともに、体力推進向上アドバイザーとして、 体育を専門とする教員経験者・体育等スポーツ経験者を雇 用し指導・助言を実施します。 また、登下校における交通安全指導を実施し、児童・生徒 の交通安全を推進します。 上記のほか、日の出町の特色である福祉・環境に関する教 育の取組を進めます。
・学校施設の充実	事業計画を策定し、経年老朽化した学校施設を整備し、教育環境の改善を図ります。(長計後期: P78-学校施設の整備)

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安全・安心な 暮らしを守る

数値目標

◆町に対する愛着度(第四次長期総合計画後期基本計画:住民アンケート)

77.0% (平成 26 年度) ⇒80.0% (平成 31 年度)

◆住み続けたい意向(第四次長期総合計画後期基本計画:住民アンケート)

76.3% (平成 26 年度) ⇒80.0% (平成 31 年度)

【基本的方向】

- ○学校や仕事でひとたび町外にでることになっても、町に対する愛着は、「ふる さと日の出町」への回帰を後押しするものと考えられるため、地域の課題は、 地域で解決する観点からも、コミュニティの活性化や近隣自治体との連携によ る文化財の「日本遺産」登録などにより、ふるさとに対する意識を醸成します。
- ○安全・安心に対する住民の意識が高まる中、大きな災害が少ない日の出町の強みを生かすとともに、交通利便性の向上や環境に配慮したまちの形成、福祉施策の充実などにより、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。
- ○将来の人口減を見据えつつ、公共施設の有効活用や維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させるなど、戦略的な維持管理・更新に取り組みます。

(1)地域への愛着を育む環境づくり

共に支え合いながら、地域の課題を自ら解決していくためにも、コミュニティ意識の啓発やコミュニティ活動への参加を促進するとともに、個性豊かで、愛着を持てる地域づくりを支援します。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)	備 考 (数値の測定根拠等)
行政カードのポイント付与 数	0 点	100 万点/年	想定ポイント付与数 の 40%
自治会加入率	71.4%	74. 9%	長計後期 : P93

施策・事業名	内容		
・日の出町行政カードを活用し	健康に対する意識の向上、疾病及び介護の予防、健康保		
た協働のまちづくり	持・増進を目的とした対象の検診・教室などの参加や、行		
	政へのボランティア活動へ参加する毎にポイントがたま		
	る「ひのでちゃん行政カード」事業を推進します。		
・地域コミュニティの振興	自治会の役割の重要性をPRし、加入促進対策を推進する		
	とともに、自治会長連合会と連携し、活動を支援していき		
	ます。		
	(長計後期:P93-自治会加入促進対策の推進)		
・ 青少年健全育成の推進	地域コミュニティの希薄化、社会的規範意識の低下など青		
	少年を取り巻く環境をよりよくするため、家庭・学校・関		
	係団体・地域などが協力し、町民ぐるみの育成活動が効果		
	的に展開できるよう、青少年問題協議会の調整機能を生か		
	し、青少年委員事業、青少年健全育成会事業などの事業連		
	携を推進していきます。(長計後期:P86-青少年問題協議		
	会の推進)		
・郷土の文化財を日本遺産へ	日の出町の伝統文化と、西多摩地域各地の独特な文化を併		
	せて日本遺産認定に向けた取組を進めることにより、西多		
	摩地域の多様な魅力を発信し、地域活性化の起爆剤としま		
	す。		

(2) 安全・安心な暮らしの確保

公共交通の利便性向上や循環型社会の形成に向けた各種取組を進めるとともに、保健・医療・福祉環境の一層の充実により、すべての住民が安全かつ安心して暮らせる環境づくりを進めます。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値	備考
	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
高齢者外出支援バス利用者	49, 554 人	51,000 人	長計後期 : P38
ごみ収集量	5,039 t	4,837 t	長計後期 : P51 削減率約 4.1%減
ごみ資源化率	28. 1%	30.3%	西秋川衛生組合構成 市町村平均値
元気で健康に長生き医療費の 助成事業における、一定期間 に医療費の助成を不要とした 受給者数※	312 人	327 人	平成26年度比5%増

[※] 該当者である 70 歳~74 歳で医療費の自己負担分の 2,000 円を超える範囲の助成を受けていない健康な方には、「ひのでちゃん行政カード」のポイントを 2,000P 付与し顕彰する。

施策・事業名	内容
・地域交通システムの再構築	・高齢者外出支援バス、町内循環バス、児童下校輸送バス
	など町内の交通システムを再構築し、多面的な要求に応え
	ることにより、町内の交通網の整備を図ります。
	・町内循環バスと運行経路・ダイヤ調整を行い、高齢者の
	総合的な外出支援の体制整備を図ります。
・安全・安心なまちづくり	災害発生時に町業務の継続と迅速な復旧が図れるよう
	BCP(事業継続計画)を策定し、毎年実施している防災訓
	練に業務継続に資する要素を追加し、町政の BCP を定着
	させていきます。
環境にやさしいまちづくり	町民、事業者、行政が一体となり3R(スリー・アール)
	に取り組み、ごみの減量及び再資源化の推進を行い、循環
	型社会の構築に寄与した町を目指します。

・子どもから高齢者まで福祉総	介護や支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分
合窓口の設置	らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、
	医療・介護・介護予防・生活支援などの適切なサービスが
	一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求め
	られていることから、地域包括支援センターを核として、
	地域関係機関との連携を強化し、生活支援サービスの充実
	を図り、地域ケア会議を設置して地域包括ケアシステムの
	構築に向けた取組を推進します。
	(長計後期:P37-地域包括ケアシステム構築への取組)
・医療費助成による健康なまち	今後もがん医療費助成を継続し、経済的な不安の軽減を図
づくり	り安定した日常生活を確保することで、がん患者の早期社
	会復帰の支援に努めます。
	(長計後期: P42-がん患者への医療費助成)
	また、町民が安心して医療を受け、健康を保ち続けられる
	よう医療費の自己負担分への助成対象を、75 歳以上から
	70 歳以上へ引き下げ拡充することで、多くの高齢者が安
	定した日常生活を過ごせるよう努めます。
	(長計後期:P42-(5)医療費助成制度の拡充)
	また、今後医療費助成制度全体の見直しを図り、効果的な
	支援体制を再構築します。

(3)公共財産の有効活用

地方分権・地域主権時代にふさわしい真に自立し、持続可能な行政経営の確立に向け、公共財産の有効活用、維持・管理の適正化に取り組みます。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値	備考
担保 和	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
休眠化した公共施設の有効 活用	0件	1件	旧平井老人福祉セン ター
道路改良率	53.0%	55.0%	長計後期 : P64
道路舗装率	87.4%	90.0%	長計後期 : P64

【主要施策・事業】

施策・事業名	内容
・「公共施設等総合管理計画」に基づく公共財産の有効活用	公共施設の長寿命化を重点に検討し、将来的な利用価値を 考慮した全体的な計画書を策定し、財政負担の軽減・平準 化、最適な配置の実現を目指します。 休眠化した公共施設を有効利用して、子育て、医療、高齢 表現社の総合的な担款窓口の拡乳な整備し、公共財の有効
	者福祉の総合的な相談窓口の施設を整備し、公共財の有効 活用を行います。
・道路及び橋梁等公共施設の適 切な整備と管理	1級町道は、補助制度を活用し、緊急時の対応、バリアフリー、環境・景観に配慮した安全・安心な道づくりの整備を進めます。
	(長計後期: P64-町道の整備) 橋梁の整備にあたっては、長寿命化計画に基づいて計画的
	な定期点検を行い、修繕が必要な橋梁を順次補修工事を し、維持管理を図ります。 (長計後期: P64-橋梁の整備)

(4) 近隣自治体との連携

西多摩地域8市町村で構成する「西多摩地域広域行政圏協議会」による 共同事業を展開し、町域を超える広域的な取組を積極的に行います。

【重要業績評価指標(KPI)】

指標名	基準値	目標値	備考
1日标石	(平成 26 年度)	(平成 31 年度)	(数値の測定根拠等)
日本ジオパーク等の認定	0件	1件	認定件数

施策・事業名	内容
・「日本ジオパーク」「日本遺	秋川流域で進めている日本ジオパークの取組や、西多摩地
産」の認定などによる、西多	域共通の伝統文化を日本遺産の認定に向けた取組を進め
摩地域の魅力の発信	ることにより、西多摩地域の多様な魅力を発信し、地域活
	性化の起爆剤とします。【再掲】

資料編



日の出町「ひのでちゃん」

1 「日の出町人口ビジョン」「日の出町総合戦略」

策定プロセス

		日の出町	日の出町まち・ひと・しごと	日の出町まち・ひと・しごと	日の出町まち・ひと・しごと
	町民アンケート	人口ビジョン	創生総合戦略 ※以下「日の出町総合戦略」という	創生総合戦略推進本部 (庁内会議)	創生総合戦略推進会議 (外部有識者会議)
7月		日の出町人口推計作成 ■	日の出町現状分析等		
ο 🖪	町民アンケート案作成20150824	!	İ		
0,,	町民アンケート配布	i			
9月	20150907 町民アンケート回収				
10月	20151023 町民アンケート集計 終了	日の出町人口ビジョン (素案)作成	20151001~13 ・職員提案募集 20151021 地域経済分析システム 「RESAS」説明会 町職員及び関係者 20151027~28 ・各課ヒアリング実施	20151001 第1回推進本部会議 ・「日の出町人口ビジョン・総合戦 略」策定の進め方 ・国「長期ビジョン」「総合戦略」説明 ・職員提案の募集及び各課ヒアリン グの説明	
		日の出町人口ビジョン (素案)検討	日の出町総合戦略(骨子案) 作成	20151130	20151101~10 ・日の出町まち・ひと・しごと創生総 合戦略推進会議委員公募 ※応募者無し
11月				第2回推進本部会議 ・日の出町人口ビジョン(素案)検討 ・日の出町総合戦略(骨子案)検討 ・まち・ひと・しごと創生事業提案 検討	20151124 第1回推進会議 ・国「長期ビジョン」「総合戦略」 説明 ・職員提案の募集及び各課ヒアリ ングの説明
12月		日の出町人口ビジョン (案)作成 日の出町人口ビジョン (案)検討	日の出町総合戦略(骨子案) 検討 日の出町総合戦略個別事業 (案)検討	20151224 第3回推進本部会議 •日の出町人口ビジョン(素案) 検討 •日の出町総合戦略(事業提案)等 に関する意見	
1月			日の出町総合戦略(案) 作成 日の出町総合戦略(案) 検討		20150108 第2回推進会議 ・日の出町人口ビジョン(案)検討 ・日の出町総合戦略個別事業 検討
		ļ	 	20160201 第4回推進本部会議 ・日の出町人口ビジョン(案) 検討 ・日の出町総合戦略(案) 検討	20160208 第3回推進会議 ・日の出町人口ビジョン(案) 検討 ・日の出町総合戦略(案) 検討
2月		20160215 「日の出町人口ビジョン及 「日の出町人口ビジョン及 総 20160222~26	総合戦略」(案)確定		
		「日の出町人口ビジョン及	びまち・ひと・しごと ・」(案)パブリックコメント実施		
3月		20160301 日の出町議会 平成28年 全員協議会で報告	第1回定例会	20160328 第5回推進本部会議 ・「日の出町人口ビジョン(案)」「日 の出町総合戦略(案)」パブリックコ メント結果報告	20160323 第4回推進会議 ・「日の出町人口ビジョン(案)」「日 の出町総合戦略(案)」パブリックコ メント結果報告
		20160401 「日の出町人口ビジョン及 「日の出町人口ビジョン及 創:	創生総合戦略」公表	・「日の出町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」 原案確認・答申報告 ・「日の出町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」 (概要版)報告	・「日の出町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」 原案確定・答申 ・「日の出町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」 (概要版)報告

2 日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

(1)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱

平成27年11月18日 告示第106号

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号) 第10条の規定に基づき、日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。) を策定するため日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。) を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議し、その結果を日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部に答申する。
 - (1) 総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
 - (3) 総合戦略の見直しに関すること。
 - (4) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、委員及び協力員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
 - (1) 住民の代表者
 - (2) 産業関係の代表者
 - (3) 教育機関の代表者
 - (4) 金融機関の代表者
 - (5) 労働問題の代表者
 - (6) 言論関係の代表者
 - (7) 一般公募に応募した者
 - (8) その他町長が必要と認める者
- 3 協力員は、日の出町職員及び前項各号の委員が所属する組織の職員で、町長が認めた者とし、推進会議の会務に携わる。

(任期)

第4条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と

する。

(謝礼)

第5条 委員及び協力員には、予算の範囲内で別表に定めた謝礼を支払う。ただし、公務で 出席するものについては除く。

(役員)

- 第6条 推進会議に、次に掲げる役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 推進会議は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 推進会議の委員は、会長が認める場合は、委員の推薦による代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(任期)

第9条 委員の任期は、第2条に規定する事項の審議を終了したときに満了する。

附 則(平成27年11月18日日の出町告示第106号) この要綱は公布の日から施行する。

(2)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員

氏 名	所属
神田 功	日の出町農業委員会会長: 会長
古賀 学	松蔭大学観光メディア文化学部教授: 副会長
濵名 良夫	自治会長連合会会長
篠田 孝廣	秋川農協代表理事常務
宮林 瑛	社会福祉法人日の出町社会福祉協議会会長
野口 裕司	東京都宅地建物取引業協会西多摩支部総務委員長
志茂 忠昭	東京都森林組合副組合長
羽生 英昭	日の出町都市計画審議会委員
濵松 裕子	日の出町教育委員会教育長職務代理者
黒田 和子	日の出町商工会女性部長
伊藤 雅夫	日の出町観光協会会長
野口 修史	株式会社ムラコシ精工相談役
高橋 一朗	西武信用金庫業務推進部長
宇野 廣久	東京たまエコセメント株式会社代表取締役社長
木﨑 孝二	日の出町副町長

3 日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 設置要綱

(1)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部 設置要綱

平成27年10月1日告示第94号

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項の規定に 基づき、日の出町における、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び施策の推進のた め、日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部(以下「推進本部」という。)を 設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略に基づく施策の推進及び効果の検証に関すること。
 - (3) 総合戦略の見直しに関すること。
 - (4) その他総合戦略に関すること。

(組織等)

- 第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 本部長 町長
 - (2) 副本部長 副町長、教育長
 - (3) 本部員 町長部局及び教育委員会の課長級の職員
- 2 本部長は、本部を総括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 本部は、必要の都度会議を開催するものとし、本部長が招集する。
- 2 会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことが できる。

(部会)

- 第5条 第2条に規定する事項の調査及び検討を行うため、本部の下に部会を置くことができる。
- 2 部会は、前項の調査及び検討の結果を本部に報告しなければならない。

(部会の組織等)

- 第6条 部会は、本部長が指名する町長部局及び教育委員会の職員をもって組織する。
- 2 部会に、部会長を置き、部会員の互選により定める。
- 3 部会は、必要に応じて部会長が招集する。 (事務局)
- 第7条 事務局は企画財政課に設置し、本部の庶務を処理する。
- 2 事務局長は、企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、企画財政課企画係長をもって充てる。
- 4 事務局員は、企画財政課企画係職員をもって充てる。

(任期)

第8条 本部の本部長、副本部長及び本部員の任期は、第2条に規定する事項の審議を終了したときに満了する。

附 則(平成27年10月1日告示第94号) この要綱は、公布の日から施行する。

(2)日の出町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部

	氏名	役職・所属			
橋本	聖二	本部長	(町長)		
木﨑	孝二	副本部長	(副町長)		
小林	道弘	副本部長	(教育長)		
田中	敏正	本部員	(議会事務局長)		
川島	敏彦	本部員	(総務課長)		
橋本	和弘	本部員	(生活安全安心課長)		
田中	剛	本部員	(税務課長)		
田中	安幸	本部員	(町民課長)		
三輪	秀寿	本部員	(子育て福祉課長)		
三澤	良勝	本部員	(いきいき健康課長)		
前野	恵司	本部員	(まちづくり課長)		
岩崎	浩	本部員	(建設課長)		
小森	公夫	本部員	(産業観光課長)		
青木	勝之	本部員	(学校教育課長)		
吉村	秀樹	本部員	(文化スポーツ課長)		
鈴木	忠彦	本部員	(学校給食センター長)		
西	和彦	本部員	(総務課付担当課長)		
木﨑	義通	本部員	(財政担当課長)		

事務局

事務局長:濱中 修 (企画財政課長)

事務局次長:佐伯 秀人(企画財政課課長補佐企画係長)

事務局員:原 祐一(企画財政課企画担当係長)

事務局員:田口 友代(企画財政課企画係主任)

4 まち・ひと・しごと創生法

(平成26年11月28日法律第136号)

最終改正: 平成27年9月11日法律第66号

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 まち・ひと・しごと創生総合戦略(第8条)

第3章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(第9条・第10条)

第4章 まち・ひと・しごと創生本部(第11条―第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民1人1人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

- **第2条** まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - (1) 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
 - (2) 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を 長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地 域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。

- (3) 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- (4) 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- (5) 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- (6) 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- (7) 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相 互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

- **第3条** 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために 必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、 国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との 適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の 実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

- 第5条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (国民の努力)
- **第6条** 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又 は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第7条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第2章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

- **第8条** 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - (2) まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに 当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第12条第2号の規定による 検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設 定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総 合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略 を変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準 用する。

第3章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- **第9条** 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - (2) 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構ずべき施策に関する基本的方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- 第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと 創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、 当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的 な計画(次項及び第3項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定める ものとする。
 - (1) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - (2) 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- **3** 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第4章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第11条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- **第12条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的 に行うこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第13条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

- **第14条** 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、 内閣総理大臣をもって充てる。
- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 (まち・ひと・しごと創生副本部長)
- 第15条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第2項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。
- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。(まち・ひと・しごと創生本部員)
- **第16条** 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。) を置く。
- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。 (資料の提出その他の協力)
- 第17条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定 する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第18条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補 が掌理する。

(主任の大臣)

第19条 本部に係る事項については、内閣法(昭和22年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第20条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2章から第4章までの規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (検討)
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成27年9月11日法律第66号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。



日の出町「ひのでちゃん」

日の出町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略 【平成 27 年度~平成 31 年度】

発行: 平成28年3月

日の出町 企画財政課 企画係

〒190-0192

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780

電 話:042-597-0511(代表)

FAX: 042-597-4369

http://www.town.hinode.tokyo.jp/